

同志社大学大学院司法研究科(法科大学院)の現状と課題

—自己点検・評価報告書 2019年4月～2020年3月—

2020年3月

同志社大学大学院司法研究科(法科大学院) 自己点検・評価委員会

はじめに

同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）は、2004年の開設以来、21世紀の日本社会・世界において求められる法曹像として、国民一人ひとりの具体的な人生に思いを馳せることのできる想像力・精神・情熱（パッション）と高度の法的専門的知識（リーガルスキル）・国際性とをあわせ持つ法的専門家を念頭に置き、その養成に日々努力を傾注してきた。

本報告書は、2019年度における本法科大学院の歩みを検証し、今後の諸課題を明らかにするためにまとめられたものである。本報告書の策定に際しては、法科大学院制度や法曹制度等に精通した2名の外部評価委員による厳正な評価を受けている。

同志社大学法科大学院は、2001年の「司法制度改革審議会意見書」が掲げた基本理念に基づき「国民のための司法」を担い得る人材を世に輩出すべく、引き続き自己点検・評価作業を進め、法科大学院教育の質の一層の向上を企図する所存である。

2020年3月

同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）

自己点検・評価委員会

目 次

第1章 理念・目的及び教育目標	1
1. カリキュラム編成の基本方針	
2. 国際性	
3. 京都大学法科大学院との連携	
4. 入試制度	
5. 入学定員	
6. 法科大学院公的支援見直し・加算プログラムにおける本法科大学院の評価	
7. 本法科大学院の長所と検討課題	
第2章 教育内容・方法・成果	7
1. 教育課程	
2. 教育方法	
3. 成果	
第3章 教員・教員組織	43
1. 専任教員数	
2. 専任教員としての能力	
3. 実務家教員	
4. 専任教員の分野構成及び科目	
5. 専任教員の年齢及び男女の構成	
6. 専任教員の後継者の養成又は補充等	
7. 教員の募集・任免・昇格	
8. 教育研究活動等の評価	
9. 本法科大学院の長所と検討課題	
第4章 学生の受け入れ	48
1. アドミッション・ポリシー	
2. 入学者選抜方法	
3. 多様な知識及び経験を有する者の選抜	
4. 2017年度入学試験結果	
5. 障がいのある受験生への対応	
6. 収容定員と在籍者数	
7. 実施体制	
8. 本法科大学院の長所と検討課題	

第5章 学生支援	55
1. 相談・支援体制	
2. ハラスメントへの対応	
3. 経済的支援	
4. 障がいのある者への配慮	
5. 休学者・退学者の管理	
6. 進路に関する相談・支援体制及び把握体制	
7. 本法科大学院の長所と検討課題	
第6章 教育研究等環境	60
1. 教育形態に即した施設・設備	
2. 自習スペース	
3. 障がいのある者への配慮	
4. 情報関連設備及び教育研究に資する人的支援体制	
5. 図書室	
6. 専任教員の教育研究環境	
7. 本法科大学院の長所と検討課題	
第7章 管理運営	66
1. 管理運営体制等	
2. 法科大学院固有の専任教員組織の長の任免	
3. 関係学部・研究科等との連携	
4. 財政基盤の確保	
5. 特色ある取組み	
6. 本法科大学院の長所と検討課題	
第8章 点検・評価等	70
1. 自己点検・評価	
2. 情報公開・説明責任	
3. 本法科大学院の長所と検討課題	
第9章 特色ある取組み	77
1. 国際性に関連する取組み	
2. 習熟度別クラス	
3. 国際調停センター設立への協力	
4. 特別講演会などの開催	

5. 現状及び今後の課題

第1章 理念・目的及び教育目標

1. カリキュラム編成の基本方針

21世紀の司法を担う法曹には、豊かな人間性や感受性、人権感覚、柔軟な思考力、説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力、基本的法分野に関わる確かな能力に加え、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力の修得を含む、幅広い知力が求められる。同志社大学法科大学院学則第2条が、本法科大学院の目的として定める「法曹としての深い学識及び卓越した能力を養うこと」とは、このような能力・知力の涵養を意味しており、本法科大学院ホームページに公表されている「3つの教育理念」は、この学則を前提として、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」のアドミッション・ポリシーを謳っている（後掲項目4.も参照）。このポリシーは、本法科大学院のホームページ、入試要項において公表している。

本法科大学院は、このような基本理念の下、カリキュラムを編成・実施している。その教育は、裁判官や検察官への任官を希望する者、市井にあつて社会的正義の実現に寄与したい者、国際社会に雄飛して涉外法務ビジネスの分野で活躍したい者等々の、多種・多様なニーズに対応できるものである。本法科大学院は、社会状況等を常に注視して、カリキュラム編成や教育内容の改善に努めている。特に、本法科大学院における教育推進委員会や、嘱託講師等非常勤教員も構成メンバーとする教育推進会議等において常に議論を重ね、これら教育理念の推進に努めている。

2. 国際性

本法科大学院は、同志社大学の生い立ちにも関わり、上記のように、「国際性」を教育理念の一つとしている。そのため、創設当初から、外国法・比較法を重視し、アメリカ法、イギリス法、EU法の授業科目を常設するとともに、海外インターンシップや外国法実地研修プログラム（第2章1.「教育課程」を参照）に加えて、ゲストレクチャーや外国のロースクールとの提携により、学生が在学中に、そして修了後にも、外国法の理論と実務を経験できる機会の充実に努めている。学生は、このインターンシップや研修プログラムに参加することにより、国際性を身に付け、将来、涉外弁護士としての活動への足掛りとなることができる。

また、本法科大学院は、海外の法曹養成機関との提携にも努め、カリフォルニア大学ヘイスティングズ校ロースクールとの学術交流協定を締結し（2009年4月締結）、またウィスコンシン大学ロースクールと単位互換プログラムに関する協定を締結している（2010年2月締結）。同じく、ミシガン州立大学ロースクールと包括的な学術交流協定を締結している（2010年2月締結）。

これらの協定により、まず、ウィスコンシン大学ロースクールとの単位互換プログラムのための科目（「外国法特別セミナー」）を2018年度まで開講してきた。これは、ウィ

スコンシン大学ロースクールの派遣教員が夏休み・春休みの期間に実施する集中講義による、本格的な米国ロースクールの授業として行われてきた。

ミシガン州立大学ロースクールは、本学でのサマープログラムを実施しており、本法科大学院における外国法教育は更にレベルアップされている。本法科大学院の教員が授業や講演を行ったほか、サマープログラム参加学生や派遣教員等と本法科大学院学生との交流会も開催されている。2014年度からは、ミシガン州立大学ロースクールのサマープログラムについて、本法科大学院の学生及び修了生の受講が認められることとなり、取得した単位は、同大学のLL.M. コースに入学が認められた場合、8単位を上限として必要単位に算入されることとなった。さらに、2016年度からは、同大学のJ.D. コースとのダブルディグリープログラムも施行された。

2015年度、ペパーダイ大学ストラウスロースクールとの学術交流協定が新たに本法科大学院と締結されている(2015年10月締結)。また、海外インターンシップに関しては、NGO法人である **Reunite International**、及びロンドンの弁護士事務所である **Dawson Cornwell** との協定が締結された(2015年9月締結)。更に2016年度には、韓国の建国大学校との学術交流協定も締結された(2016年8月)。その他、ドイツのテュービンゲン大学法学部及びデューク大学ロースクールとの学術協定も締結された(それぞれ2005年7月、同年8月)。

これらの先導的な国際教育プログラムの開発に関する取組は、文部科学省により実施された法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの審査において、2014年度及び2015年度は「卓越した優れた取組」として、2016年度は「特に優れた取組」として高く評価された。2017年度の審査においても、「一層の工夫と参加者の確保」の必要を指摘されたが、「特に優れた取組」として高く評価された(2019年度〔令和2年度「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」〕の審査結果については、後述)。

もともと、上記2017年度における審査の判定理由において指摘されたように、従前のプログラムへの参加者確保が必ずしも十分でなかったことから、本法科大学院は、新たにミシガン州立大学との提携により、同大学ロースクールにおけるブリッジプログラムの提供を受け、これを本法科大学院科目「外国法特別セミナー」として2018年2月から開講している。これは、J.D. コース及びLL.M. コースに在学する学生のうち英語を母国語としない学生を対象とするプログラムであり、授業はミシガン州立大学の教員によって提供される。プログラム(内容)は通常の科目と同様の正規科目であるが、その水準は英語力の劣る学生に配慮したものとなっている。このプログラムは本法科大学院キャンパスにおいて1週間ないし2週間の集中講義の形式で行われるものであり、日本人受講生のニーズに合わせ、提供を受ける授業の法分野についても、米国留学・国際法務に関心を持つ者にとって必須となるアメリカ法の基幹科目(アメリカ憲法、契約法、不法行為法、法哲学等)を中心としている。

2018年度における特筆すべき取組の成果として、本学大学院法学研究科及び本法科

大学院と公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）の運営等の協力に関する協定に基づく「京都国際調停センター」の開設（2018年11月）を挙げることができる（設置場所は本学寒梅館〔事務室〕及び博遠館〔調停室〕）。本センターは、国際的紛争のADRによる解決基盤の整備及びそれを実現するための人材養成としての実務教育というわが国が直面している喫緊の課題の解決を担うわが国初の施設である。本法科大学院の設置趣旨である国際感覚を持った法曹の養成においてはもとより、国際調停の円滑化という点で大きな役割を果たすことが期待されているところ、2019年2月から2020年1月までに、国内外の計14にのぼる個人・団体が本センターを訪問しており、このことは、その存在意義の大きさを窺わせるに十分である。

本センター発足を承け、本法科大学院は、2019年4月から、授業科目「国際民事紛争処理の実務」を開講し、第一線で活躍する実務家に、リレー形式で、国際的な民事・商事の紛争処理の方法論を教授してもらっている。

また、本センター開設の一環として、2019年2月に、本法科大学院主催により、「国際メディエーション（調停）トレーニング・プログラム」が実施された。ストラウス紛争解決研究所（ペパーダイン大学ロースクール）から講師を招いて行われたものであるが、多くの参加者は、わが国の家事調停・民事調停とは異なる西洋型のメディエーションを学ぶ実践的な機会を持つことができた。同プログラムの第二弾が2019年11月に5日間の日程で行われ、初回同様、参加者から高い評価が与えられた。プログラム受講者は、ストラウス紛争解決研究所の受講証明書を受けることができる（ペパーダイン大学は、全米ロースクールランキングを公表しているU.S. News and World Reportの紛争解決プログラム部門で、過去13年間で12回〔2018年も含む。〕、第1位の評価を得ている。）。

3. 京都大学法科大学院との連携

2013年度より、京都大学法科大学院との間で、教育内容の一層の充実を目的として、両法科大学院間における支援及び連携について協議を進めてきた結果、2014年度、本法科大学院における教育内容等の改善及び継続教育に関する支援及び連携、京都大学法科大学院における国際化対応プログラムに関する支援及び連携について合意し、協定書及び覚書を取り交わした。

これにより、2015年度から、一定の範囲内で、本法科大学院生が京都大学法科大学院の法律基本科目や選択科目を受講すること、京都大学法科大学院生が本法科大学院の外国法関連科目を受講することが可能となっている。また、海外のロースクールへの留学促進や、法科大学院を修了して法曹となった者等に対するリカレント教育（継続教育）プログラムの開発・実施に関する連携についても、両法科大学院間で引き続き検討を進めていくこととしている。

これらの京都大学法科大学院との連携によるカリキュラムの見直しと単位互換プログラムの開発・実施に関する取組は、文部科学省により実施された法科大学院公的支援見直

し強化・加算プログラムの審査において、2014年度は「特に優れた取組」として、2015年度、2016年度及び2017年度は「優れた取組」として評価されている。2015年度以降の実施過程においては、春学期（京都大学でいう前期）開始前と開始後に、受講連携に係る法律基本科目の担当教員同士がFD会合を持ち、それぞれの執行部同士も、会合を含む連携を行い、互いの教育内容の改善や、時間割の調整を行っている。2017年度から、春学期（京都大学でいう前期）に本法科大学院教員による京都大学法科大学院の授業参観が実施され、秋学期（京都大学でいう後期）に京大教員による本法科大学院の授業参観が実施されている。爾後、相互の連携による教育内容等の充実に努めている。

4. 入試制度

本法科大学院は、公平性・開放性・多様性を重視し、「良心教育」「国際性」「高度の専門性」の3つを柱とする教育理念に基づきアドミッション・ポリシーを設定・公表している。これを引用すると、本法科大学院が求め、育成するのは、次のような学生である。すなわち、

1. 豊かな人間性と感受性、自然科学、人文科学、社会科学についての幅広い教養と専門的知識を備え、これらの素養を支える基礎学力としての読解力・理解力、社会や人間関係に対する洞察力、柔軟な思考力、表現力、人権感覚及び強い学習意欲を備えている学生。
2. 本法科大学院の特徴的な教育環境を活かし、法律専門家として高度の専門能力を培って広く活躍の舞台を拓くことができ、社会人としての対人交渉力若しくはいずれかの専門分野における職業経験を基にして、又は、英語をはじめとする外国語の理解力、運用力、国際的視野を基にして、説得・交渉の能力、行動力を備えている学生。
3. 本法科大学院に法学既修者として入学を希望する場合には、上記の素養に加えて、法律科目についての基礎的な知識及び法的思考能力、法的紛争状態にある社会的事実に対する理解力・洞察力・分析力を備えている学生。

本法科大学院は、法曹を目指す多様な人材を迎え入れるために、志願者の能力をより適切に評価できるよう、入試制度のあり方を常に検討している。

5. 入学定員

本法科大学院の入学定員は、2010年度入学者から入学定員を2割削減し、120名とした。しかし、その後も受験者数の減少、入学者数の減少に伴う定員充足率の低下が進行したことから、さらなる定員削減を行うべく、教授会等で議論を重ねた結果、2015年度入学者から入学定員を70名とした。

2015年度の入学者は、70名であり、定員を充足した。2016年度の入学者は、54名、2017年度の入学者は、48名、2018年度の入学者は、44名であった。

2019年度の入学者は、46名である。

6. 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおける本法科大学院の評価

2015年度予算から文部科学省が導入した「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、本法科大学院は例年、高い評価を受けてきた。2017年度「平成30年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の審査においては、①法学部との連携に基づく一貫教育プログラム、②国際性豊かな法曹の育成に向けた先導的な教育プログラムの開発、③国際的法曹育成のためのリカレント教育（継続教育）プログラムの開発・実施が「特に優れた取組」として評価された。また、④京都大学法科大学院との連携によるカリキュラムの見直しと単位互換プログラムの開発・実施が「優れた取組」と評価された。なお、本法科大学院は、基礎額算定率（70%）と調整後加算率（30%）により配分率100%と判断されている。このような審査結果を受けて、本法科大学院の入学定員の適正化など自主的な組織見直しを促進するとともに、先導的な取組みに対する支援を通じて、教育の質の向上をますます図るための取組を継続している。

2018年度（平成31年度「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」）審査から、各法科大学院の教育理念や強み等に応じ、5年間の中期的な機能強化構想・取組・検証可能な目標値をパッケージとして評価し、加算率を決定するという方法が採用された。本法科大学院は、①本学法学部との連携の一層の推進、②京都大学法科大学院からの支援・連携の拡大・深化、及び③国際的法教育プログラムの活性化の観点から法曹養成機関としての機能強化を図る旨の提案をし、A+の総合評価（加算率は同年度最大の20%）を受けた（配分率は、90%〔基礎額算定率70%+加算率20%〕であった）。令和2年度「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」審査における総合評価は、B（配分率65%〔基礎額算定率60%+加算率5%〕）であった。

7. 本法科大学院の長所と検討課題

〔長所〕

(1) 本法科大学院の教育理念の一つである「国際性」に関して、外国法実地研修プログラム等を積極的に実施して、学生の国際性や外国法知識の修得において十分な成果をあげた。京都大学法科大学院との連携により京都大学の学生が外国法実地研修プログラムに参加することにより、何より、学生相互間での刺激があり教育の効果が大きい。ミシガン州立大学ロースクールのサマープログラムについては、本法科大学院の学生及び修了生が受講可能となり、その取得単位がLL.M. コースの必要単位に認められるようになるとともに、2016年度からは同大学のJ.D. コースとのダブルディグリープログラムの募集も開始されている。2019年度は、国際調停プログラムの実施、国際民事紛争処理に関する科目（授業科目「国際民事紛争処理の実務」）の新設など、「国際的法曹養成のための教育プログラムの開発・実施」に取り組んだ。

- (2) 法学部の課外講座である法職講座において本法科大学院の教員や在学生・修了生が講師を務めることにより、法科大学院への関心を喚起するとともに、法科大学院への進学を支援している。また、2017年度から、本法科大学院教員が担当する法学部科目の次年度編成替えにつき、法学部と具体的に協議して成案に互いの意見を反映させている。
- (3) 模擬裁判セミナーの実施、チューター制度の拡充等、未修者教育の改善への取組を行っている。

〔検討課題〕

- (1) 本法科大学院の教育の理念は、21世紀の日本社会、国際社会で活躍できる人材の育成に寄与しようとするものであることから、また本法科大学院の学生たちが希望を持って学ぶことができるようにするためにも、一層多くの法曹を送りだせるようにすることが求められている。2015年度の司法試験合格者は33名（前年26名）、合格率は17.5%（前年14.3%）であり、2016年度の司法試験合格者は17名、合格率は13.3%であった。2017年度の司法試験合格者は20名であり、合格率は17.9%となった。2018年度の司法試験合格者は24名、合格率は20.3%となり、合格者数、合格率ともに向上した。しかし、2019年度の司法試験合格者は9名、合格率は7.7%にとどまった。その原因について詳細な分析がなされ、来年度の合格者数・合格率の向上に向けた各種学習支援が精力的に行われている。
- (2) これまでの実績を踏まえ、「国際性」という本法科大学院の教育理念のより効果的な実現のための方策について、さらなる検討を重ねることが必要である。学生数の減少のためもあり、各プログラムの受講者が減少しており、プログラムによっては、その実施や運営にも影響が出ている。特色あるプログラムを有効に実施するためにも、受講者を増やすための方策を検討する必要がある。前述のミシガン州立大学による「外国法特別セミナー」は、その試みの一つである。
- (3) 本法科大学院の教育目的を達成し教育効果を高めるためには、学生定員の削減に伴う教員定数の削減要請のなかで、切れ目のない人材の確保等について検討を継続することが必要である。法科大学院教員の養成については法学研究科等との連携も不可欠である。
- (4) 京都大学の連携科目については、受講生への刺激やその学習成果や体験の他学生に与える波及効果など良い教育効果を生んでいるが、時間割やカリキュラムの相互調整も含め、今少し学生の受講を促進することが望ましい。2019年度においても、授業参観等が行われたが、連携の機能強化のための取組が継続される必要がある。
- (5) 「法曹コース」の創設に伴う「特別選抜枠」の導入等、新しい法曹養成ルートに係る制度の整備が行われ、新制度の下で、本法科大学院の教育理念が一層推進されることが期待される。従前の学生選抜制度（普通枠等）のあり方について、検討を継続することは、本法科大学院のさらなる基盤強化にとって重要である。

第2章 教育内容・方法・成果

1. 教育課程

(1) カリキュラムの改革

本法科大学院は、教育内容を充実させ、常に最適化されたカリキュラムによる教育を行うことを目的として、2010年度、2011年度、2012年度、2014年度以降2018年度までの各年度において、カリキュラムの見直しを行った。これらの改革・改正は、本法科大学院に入学する学生の入学時における学修状況や入学後の学修状況を踏まえつつ、司法試験の方法の変更、共通到達度確認試験の実施等の環境変化に対応するものであると共に、法科大学院志願者数の全国的減少を受けて、本法科大学院における入学試験科目の一部削減、試験科目の複線化等の受験者数を確保するための工夫を実行したことに対応するものである。また、修了に必要なとされる総単位数、各学年において履修される授業科目数を合理化しつつ、それぞれの科目における教育効果を考慮して段階的学修のステップを最適化すること、あるいは、学生定員の削減に伴う各科目の受講状況の変化にも対応するなど、様々な要請に目配りして行ってきたものである。

本章では2017年度、2018年度に行った改革・改正の点検・評価に焦点を当てる観点から2015年度にも言及する。2014年度以前のカリキュラム改革・改正については、2014年度の自己点検・評価報告書を、また、カリキュラム改革・改正の詳細については、2016年度の自己点検・評価報告書第2章を参照されたい。

① 2015年度カリキュラム改革

ア 基礎科目の改編 — 基礎演習科目の新設

法学未修者に対する教育の質の保証などの観点から、いわゆる共通到達度確認試験（以下「確認試験」という。）を全国の法科大学院において実施するための研究調査が開始されることとなった。そこで、法学未修者の学力状況を逐次把握し、正確な基礎知識を定着させるために、新たに法学未修者向けにA群科目として各1単位の基礎演習科目を新設した。そして、2015年度から、1年次においては、「憲法基礎演習Ⅰ」、「憲法基礎演習Ⅱ」、「刑法基礎演習Ⅰ」、「刑法基礎演習Ⅱ」、「民法基礎演習Ⅰ」、「民法基礎演習Ⅱ」を必修科目として開講した。2年次においては、「行政法基礎演習」、「商法基礎演習」の2科目を、試行の目的で、同年度に限り必修科目として、2015年度に入学した法学既修者向けに開講した。

法学未修者2年次、法学既修者1年次に配当される「刑事訴訟法基礎演習」、「民事訴訟法基礎演習」は2015年度には開講せず、2016年度から選択科目として開講することとした。また、確認試験の実施科目、正式な運用開始時期などの実施計画を検討した結果、2015年度に必修科目として開講した「行政法基礎演習」、「商法基礎演習」は、2016年度以降、必修科目ではなく選択科目として開講することとした。

これらに伴い、2015年度に入学した法学未修者がA群基礎科目の必修科目として取得することの必要な単位数は、講義科目30単位、基礎演習科目8単位の計38単位となった。

イ 習熟度別クラスのクラス編成方法

習熟度別クラス編成については、2014年度より、憲法、刑法などの科目毎の成績に応じて、基本7法科目のそれぞれにつき習熟度別となるようクラス編成を行っていたが、Aクラスと普通クラスの平均的な学力差が開いてきたため、Aクラスと普通クラスの授業方法にも開きが生じてきた。このことから、多くの科目で優れた成績を残しながら、一部の苦手科目を普通クラスに割り当てられることによって、成績優秀者の全体的学力に見合った指導が行き届きにくくなることが懸念された。この点に対応した2016年度の改正については、後掲「2. 教育方法（4）授業の方法等①」で触れる。

ウ エクスターンシップの拡充

また、エクスターンシップの研修先を、従来型の法律事務所にとどまらず、地方自治体、民間企業にも拡大することに伴い、H群科目において、「エクスターンシップ」を「エクスターンシップⅠ」、「エクスターンシップⅡ」、の2科目に分割して実施するとともに、一人の学生が複数種類の派遣先において研修を受けることができるようにした。

エ その他の改正

このほか、C群基幹科目において、選択科目として、「会社法特講」を「会社法特講Ⅰ」と改め、「会社法特講Ⅱ」を新設した。同様に、「捜査法」と「刑事公判法」を廃止し、「捜査・公判法」を新設した。D群展開・展開先端科目Ⅰでは、「労働法Ⅲ」を廃止した。「国際法」は「国際法総合演習」と名称変更し、「国際法Ⅰ」と「国際法Ⅱ」を新設した。E群展開・先端科目Ⅱにおいて、「債権法改正特講」を新設し、「資産担保金融と信託法」を廃止した。

② 2016年度カリキュラム改革

ア A群基礎科目の選択必修化

2015年度カリキュラム改正で新設した基礎演習科目について、「行政法基礎演習」、「商法基礎演習」の2科目を学生の負担軽減のため、必修科目から選択必修科目へと変更した。この変更にともない、修了単位数を108単位から106単位へ変更した。

イ 展開・先端科目

D群選択科目のうち、「著作権法Ⅰ」「著作権法Ⅱ」「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」を、段階的学習の観点から、「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」「知的財産法Ⅲ」「知的財産法Ⅳ」へと変更した。それにともない、「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」の履修年次を3Lから2Lへと変更した。

ウ 学期毎に登録可能な単位の上限の変更

履修科目の選択可能性を確保するために、学期毎に登録可能な単位数の上限を、法学未

修者3年次生，法学既修者2年次生につき，現行の22単位から23単位に増加させた。
なお，年間における上限単位数は，現行通り44単位のままである。

③ 2017年度カリキュラム改革

ア 修了に必要な総単位数の変更

3年次生の履修の負担を軽減し，かつ，科目選択の可能性を広げるために，修了に必要な単位数を軽減することにした。民法演習Ⅳ（2単位）を「民法総合演習Ⅰ」（選択必修科目）に変更，「憲法演習Ⅱ」及び「行政法演習Ⅱ」を2単位から1単位に変更したことにより，修了に必要な総単位数を現在の106単位から102単位に軽減することにした。

イ 3年次春学期における必修科目の負担の軽減

3年次の必修科目の負担を軽減するために，以下の改正を行なうことにした。

3年次において必修科目となっている「憲法演習Ⅱ」「行政法演習Ⅱ」を，2単位科目（授業回数15回）から1単位科目（授業回数8回）に変更し，両科目において扱っていた内容の一部を，新設する1単位の選択必修科目「憲法総合演習Ⅰ」，「行政法総合演習Ⅰ」において扱う。

3年次において必修科目となっている「民法演習Ⅳ」を，選択必修科目「民法総合演習Ⅰ」に変更する。これに伴い，従前の「憲法総合演習」「行政法総合演習」「民法総合演習」は，その名称を「憲法総合演習Ⅱ」「行政法総合演習Ⅱ」「民法総合演習Ⅱ」に変更する。

ウ 遡及的適用

上記の改正のうちア及びイは，2015年度入学の法学未修者，2016年度入学の法学未修者及び法学既修者に遡及的に適用されることにした。

④ 2018年度カリキュラム改革

以下のア，ウ，エについては，2017年度以前入学生にも遡及して適用する。

ア 「刑事訴訟法総合演習」の科目新設

「刑事訴訟法総合演習」（1単位，配当年次：3L）をC群1類総合演習（選択科目）に新設する。

イ 「捜査・公判法Ⅰ」，「捜査・公判法Ⅱ」の科目新設

「捜査・公判法Ⅰ」（2単位，配当年次：2L～），「捜査・公判法Ⅱ」（2単位，配当年次：2L～）C群1類総合演習（選択科目）に新設する。

2017年度以前入学生については，「捜査・公判法Ⅰ」は「捜査・公判法」（2単位，配当年次：2L～）と読み替えられ，「捜査・公判法Ⅱ」は「刑事訴訟法特講」（2単位，配当年次：2L～）と読み替えられる。

ウ 「信託法」の科目新設

「信託法」（2単位，配当年次：2L～）をE群1類（選択科目）に新設する。なお，この講座は，公益財団法人トラスト未来フォーラムからの寄付講座である。

エ 「外国法特別セミナー」の科目新設

「外国法特別セミナー」（1単位，配当年次：1L～）をF群1類に新設する。

オ 設置の取り止め

C群2類（選択科目）の「現代法律行為論」（2単位，配当年次：2L～），「法定債権法」（2単位，配当年次：2L～），「刑事訴訟法特講」（2単位，配当年次：3L），「捜査・公判法」（2単位，配当年次：2L～）の設置を取り止める。

E群1類（選択科目）の「債権法改正特講」（2単位，配当年次：2L～）の設置を取り止める。

H群2類の（選択科目）「法律実務演習（公法）」（2単位，配当年次：3L），「法律実務演習（刑事法）」（2単位，配当年次：3L）の設置を取り止める。

⑤ 2019年度カリキュラム改正

E群1類（選択科目）に，「競争法の国際比較」（2単位，配当年次：2L～），「国際民事紛争処理の実務」（2単位，配当年次：2L～）を新設した。後者は，公益財団法人日本仲裁人協会による寄付講座であり，京都国際調停センターの発足を契機として主として実務面を中心とした民事紛争処理の方法論を講じるものである。

⑥ 2020年度カリキュラム改革

法曹コースの新設に伴い，司法試験の在学中受験，法学部との連携による法曹教育等に対応する必要性が生じることが予想されることから，予め変更することが有意義であると見込まれる事項について，次のカリキュラム改正をすることが決定された。

ア 修了要件単位数を，102単位から96単位に変更する。

イ A群基礎科目について

「憲法基礎演習Ⅰ」，「憲法基礎演習Ⅱ」，「刑法基礎演習Ⅰ」，「刑法基礎演習Ⅱ」，「民法基礎演習Ⅰ」，「民法基礎演習Ⅱ」（いずれも，1単位：配当年次1L）をA群（必修科目）からA群2類（選択科目）に変更する。

ウ C群基幹科目について

1) C群（必修科目）の「商法演習」（2単位，配当年次2L）を「商法演習Ⅰ」（2単位：配当年次2L）に変更し，「商法演習Ⅱ」（1単位：配当年次3LをC群（必修科目）に新設する。

2) C群1類総合演習（選択科目）の「商法総合演習」（2単位：配当年次3L）の単位数を1単位に変更する。

3) C群1類総合演習（選択科目）の「刑事訴訟法総合演習」（1単位：配当年次3L）の単位数を2単位に変更する。

4) C群1類総合演習（選択科目）から2単位以上を選択履修することとしている修了要件を取り止める。

5) C群2類(選択科目)の「捜査・公判法Ⅰ」を「捜査・公判法」(2単位:配当年次2L～)とし、「捜査・公判法Ⅱ」(2単位:配当年次:2L～)の設置を取り止める。

エ D群展開・先端科目Ⅰについて

D群1類(選択科目)から4単位以上を選択履修することを修了要件に加える。

オ E群展開・先端科目Ⅱについて

1)「ビジネス法務調査とプレゼンテーション」(1単位:配当年次2L～)をE群1類(選択科目)に新設する。

2) E群1類(選択科目)の「銀行取引法」,「金融商品取引法」(いずれも2単位:配当年次2L～)の設置を取り止める。

3) 応用ゼミ(展開・先端Ⅱ)」(1単位:配当年次2L～)をE群2類応用ゼミ(選択科目)に新設する。

カ 2020年度入学生より,上記のカリキュラム改正を行なう。なお,オ1)及びオ3)については,2019年度以前入学生にも遡及して適用する。

(2) 科目群

ここ数年のカリキュラム改革を経た,本年度の科目群の内容及び特徴を整理すると以下のようなになる。

法曹としての責任感や倫理観を涵養するため「法曹倫理」を必修科目とし,「G群 基礎法・隣接科目」において現実に生じている社会問題にも焦点を当てるなどして,理論と実務の架橋となる専門職教育を行うよう配慮している。また,諸外国の法制度を学ばせる「F群 外国法科目」に関係した科目を多数設置し,履修させている。このように,良心を基礎として法を運用し,豊かな人間性と幅広い教養,高度の専門性を持ち,多角的な視点及び国際的な視野を有する法曹を養成するという,本法科大学院の設立の理念に沿う科目群としている。

① A群:「基礎科目」(法学未修者を対象とする法律基本科目及び法学の基礎に関する科目)

法学未修者を対象(一部は法学既修者も対象)にした科目群であり,法律学の基本概念の理解,法的思考方法及び事例に即した問題解決能力を修得させ,入学後1年で,2年コースの法学既修者に相当する学力を持たせることを目的にしており,講義科目と基礎演習科目から編成されている。

② B群:「法曹基本科目」(裁判実務の基礎及び法曹倫理に関する科目)

法曹としての実務的専門能力を養成するための科目群で,「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎」を設置している。専任の実務家教員のほか,派遣裁判官,派遣検察官を科目担当者として配置している。また,実務家として必要な高度の倫理性を身に付けさせ

るため、「法曹倫理」を必修科目として、入学直後に法律文書の基本型である要件効果モデルの構造、基礎的な作文技法、判決文のスタイルと読み方、立法資料などの情報調査の方法を学ぶ「法情報調査・文書作成入門」を選択科目として設置している。

③ C群：「基幹科目」（法律基本科目に関する演習科目及び講義科目）

カリキュラム全体の中心に位置する科目群であり、ここでは解決を必要とする問題を明らかにし、多面的考察の下に複数の解決手法を示し、それらの中から最適の解決方法を探究することとする。つまり、高レベルの法解釈能力を養う教育を行うことが、この科目群の目的である。演習科目については、先に述べたように、習熟度別にクラスを編成し、学力に応じた学修機会が与えられるよう工夫している。総合的な理解力・応用力を養成することを目的に、演習に加えて総合演習を設置している。

また、基幹科目の学修機会を各自のニーズ、学修状況に応じて補うことを目的として、C群2類に選択科目を配置している。

④ D群：「展開・先端科目Ⅰ」（法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目のうち、司法試験の選択科目に関するもの）

必修の基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けるための科目群であり、展開・先端科目のうち、「労働法」「経済法」「知的財産法」「国際関係法」など、司法試験の選択科目に対応する科目が集められている。

⑤ E群：「展開・先端科目Ⅱ」（法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目のうち、司法試験の選択科目となっていないもの）

必修の基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けさせるための科目群であり、法改正の動向について情報を提供し、実務に対応できる先端知識を学ばせ、法的紛争の解決能力を修得させる。多くの先端的法領域を網羅し、実務法曹としての高度の専門性を養成し、現代における法的紛争の多様化に応えるために必要な科目が配置されている。

⑥ F群：「外国法科目」（諸外国の法制度や法解釈に関する科目）

外国法制に精通した教員が、アメリカ法、EU法、アジア法等を教授するための科目群であり、諸外国の実務家に伍していける技能を修得させる。「外国法実地研修」や「海外インターンシップ」では、外国法が適用される現場を訪ね、渉外法務を、身を以て体験することができる。特にヨーロッパ諸国の国家機関、国際機関、大学などを順次訪問して研修を実施する「外国法実地研修B」は、2009年度は担当者の在外研究のため実施することができなかったが、2010年度～2019年度は毎年実施している。派遣先は、年度毎に若干異なるが、カールスルーエ（ドイツ連邦通常裁判所）、フランクフルト、ストラス

ブール（欧州議会，欧州人権裁判所），ルクセンブルク（欧州裁判所），ブリュッセル（欧州理事会，欧州委員会），デュッセルドルフ，パリ（元老院），ロンドン（ロンドン王立裁判所，連合王国最高裁判所）等である。

⑦ G群：「基礎法・隣接科目」（基礎法学及び法学に関連する分野の科目）

実務法曹として必要な，実定法解釈の方法論，価値判断体系を身に付けるための科目群であり，「法理学」「比較法文化論Ⅰ」「比較法文化論Ⅱ」「法社会学」「現代人権論」等の科目は，法学未修者も1年次から体系的に学修できるよう配置されている。

⑧ H群：実務関連科目（法曹としての技能や法律実務に関する科目）

B群科目と連携して，実務に必要な専門的能力を養成する科目群であり，「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」「クリニック」「エクスターンシップⅠ」「エクスターンシップⅡ」「公法実務の基礎」「法律文書作成」「法律実務演習（民事法）」が設置されている。これらの科目は全て実務家教員が中心となって担当する。「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」では，ロールプレーによる裁判実務の体験的学習を試みている。「クリニック」では，相談者の真意をどのようにして引き出すか等の実務教育が，「法律文書作成」では，民事関係の具体的事案を材料にして文書作成の技法の修得等の実務教育が行われている。「エクスターンシップⅠ」では，学校法人同志社の諸学校の卒業生で構成されている同志法曹会，京都弁護士会及び大阪弁護士会等の協力を得て弁護士事務所に学生を派遣し，実務能力の養成が行われているほか，「エクスターンシップⅡ」では，地方自治体や民間企業での研修も受けられるようになった。「公法実務の基礎」は，公法系訴訟実務の基礎を内容としている。「法律実務演習（民事法）」では，法律実務家として適切な文章が書けるよう，表現力を養成する。

（3）課程修了の要件等

① 在学期間及び修了の認定に必要な単位数

2017年度以降の入学生の本法科大学院の修了要件は，3年以上在学し，かつ本法科大学院が定める履修方法に従い，102（2020年度改正で96に変更）単位以上を修得することである。なお，本法科大学院には5年を超えて在学することはできない。

2020年度改正により，修了要件単位数が102単位から96単位に変更された。すなわち，必修科目63（←68）単位，選択科目33（←34）単位以上，合計96（←102）単位以上の履修が必要となる。その内訳は，必須科目は，A群から30（←36）単位，B群から6単位，C群から27（←26）単位の合計63単位，選択科目は，C群1類から2単位以上の制限は削除されたうえで，D群1類から4単位以上を含むD群・E群から計12単位以上，F群・G群から各々2単位以上の計6単位以上，H群1類から4単位以上を含む合計33（←34）単位以上となる。

なお，法学既修者は，必修科目A群基礎科目のうち30（←36）単位を超えない範囲

で、本法科大学院の認定により修得したものとみなされるが、この者は、必修科目33（←32）単位、選択科目33（←34）単位以上、合計66単位以上履修しなければならない。また、修得したものとみなされた必修科目A群基礎科目の単位数が30（←36）単位未満の者は、これらに加えて、修得したものとみなされなかった必修科目A群基礎科目の単位も履修することが必要である。

（なお、上記のいずれも、括弧内の左矢印の後の数字は現行のものである。）

以下、2020年度改正をふまえた履修方法は、以下のようになる。

	1 L 法学未修者 1 年次	2 L 法学未修者 2 年次 法学既修者 1 年次	3 L 法学未修者 3 年次 法学既修者 3 年次		
基礎 ・ 基幹科目群	A 基礎科目 (必修 30 単位※+選択)		C 基幹科目 (必修 27 単位+選択)		
法曹 ・ 実務科目群	B 法曹基本科目 (必修 6 単位+選択)		H 実務関連科目 (H 群 1 類から選択必修 4 単位以上)		修了必要 単位 96 単位
選択科目群	F 外国法科目 (選択必修 2 単位以上)		G 基礎法・隣接科目 (選択必修 2 単位以上)		→ 法務博士 (専門職)
	(F 群と G 群を合わせて選択必修 6 単位以上)				
	D 展開・先端科目 I (D 群 1 類から選択必修 4 単位以上)		E 展開・先端科目 I (D 群と E 群を合わせて選択必修 12 単位以上)		
年間登録上限単位数	36 単位以内	36 単位以内	44 単位以内		

(注) 法学既修者は、A群基礎科目の必修科目30単位のうち、入学試験の法律科目試験及び履修免除試験において一定の水準に達していると認められた科目に対応する授業科目の単位数分を修得したものとみなす。ただし、入学試験の受験型及び入試成績並びに履修免除試験成績により、履修を免除されなかった科目がある場合は、履修が必要となる。

② 履修科目登録の上限

年間の登録単位数は、以下の単位数を限度とし、かつ、1学期（春学期又は秋学期）の

登録単位数は1単位以上22単位を限度としている。ただし、法学未修者3年次及び法学既修者2年次の1学期の登録単位数の上限は23単位を限度としている。

	第1年次	第2年次	第3年次
法学未修者として入学した者	42単位	36単位（注2）	44単位
法学既修者として入学した者	36単位（注1）	44単位	—

（注1）法学既修者については、履修を免除されなかったA群基礎科目(必修科目)がある場合、第1年次に限って、当該科目の単位分について（6単位が上限）、36単位を超えて登録することができる。

（注2）法学未修者1年次から2年次に進級した者で、再履修が必要なA群基礎科目(必修科目)がある場合は、当該科目について4単位を上限として、36単位を超えて登録することができる。

当初年間登録制限単位は36単位（ただし最終学年は44単位）であったが、その後、カリキュラムの見直しにあわせて改正が行われてきた。2010年度より法学未修者教育を強化する目的でA群科目を6単位増加したのに伴い、法学未修者1年次については42単位とした。2011年度からは、A群1類選択科目「公法講義Ⅳ（行政救済法）」の設置を取り止めたことに伴い、40単位に変更し、2012年度からはA群必修科目「刑事法基礎講義」の設置を取り止めたことに伴い、38単位に変更し、2014年度からはA群必修科目「民事訴訟法講義Ⅰ」「民事訴訟法講義Ⅱ」を「民事訴訟法講義」に統一したため36単位に変更した。2015年度は、「憲法基礎演習Ⅰ」「憲法基礎演習Ⅱ」「刑法基礎演習Ⅰ」「刑法基礎演習Ⅱ」「民法基礎演習Ⅰ」「民法基礎演習Ⅱ」を新設したため、42単位に変更した。さらに、同年度法学未修者2年次については、「行政法基礎演習」、「商法基礎演習」（「刑事訴訟法基礎演習」、「民事訴訟法基礎演習」⇒選択）を新設して38単位に変更した。

しかし、2016年度には「行政法基礎演習」、「商法基礎演習」は、2016年度以降、必修科目ではなく選択科目として開講することとしたために、年間登録単位数の上限は42単位に改められた。また、1単位科目、通年2単位科目の増加に伴い、法学未修者3年次生及び法学既修者2年次生の登録可能な単位の学期毎の上限を、22単位から23単位に増加させた。なお、1年間の上限は、現行通り44単位で変更はない。

2020年度改正に伴い、法学未修者1年次生の最高登録単位数が、42単位から36単位に削減されることになる。

③ 在学期間の短縮

法学既修者の場合は、原則として、「A群 基礎科目」に定める36単位を超えない範囲で本法科大学院が認定した科目の単位を修得したものとみなし、在学期間を1年短縮することとしている。なお、2020年度より、A群基礎科目の修得したものとみなされる単

位数は、36単位から30単位に変更される。

本法科大学院は、2016年度入学試験において、法律科目試験について、憲法、民法、刑法の3科目を必須としつつ、他の2科目として「行政法・商法」受験型、及び「民訴法・刑訴法」受験型の2種類の選択肢を設けた。合否判定に当たっては、少なくとも法学の基礎的な学識を有すると判断しうる者を合格者としている。法学既修者に対しては、法学未修者1年次配当科目のうち32単位（行政法・商法受験型）又は30単位（両訴受験型）を修得したものとみなし、単位認定している。

2017年度から適用を受ける履修免除試験では、入学試験に際して受験しなかった2科目の基幹科目につき試験を実施し、一定の水準に達していると認められれば、該当科目の履修が免除される。

④ 他の大学院等及び入学前に大学院において修得した単位の認定等

ア 他の大学院等及び入学前に大学院において修得した単位の認定については、以下のような取扱いをしている。

1) 他の大学院（外国の大学院を含む）又は他の研究科において修得した単位は、本法科大学院が教育上有益と認めるときは、30単位を超えない範囲で本法科大学院において修得したものとみなす。

2) 本法科大学院に入学する前に大学院において修得した単位は、本法科大学院が教育上有益と認めるときは、30単位を超えない範囲で本法科大学院において修得したものとみなす。

3) 転入学の場合を除き、法学未修者は1)及び2)の合計、法学既修者は1)及び2)並びに法学既修者として認定された単位の合計で39単位を超えないものとする。

なお、2020年度改正により、この上限は、39単位から33単位へと変更される。

イ 他の大学院等における授業科目の履修

本法科大学院入学後の他の大学院又は他の研究科における授業科目の履修については、法科大学院学則第7条、第10条、第13条第2項に従い、教授会の議に基づいて単位認定を行うことを可能としている。

本学の他研究科科目を登録・履修することを認めているほか、関西四大学（関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学）との単位互換協定に基づいて、他大学の大学院科目の履修を認めている。ただし、本法科大学院の教育課程との一体性を考慮し、修了に必要な単位として算入しないこととしている。2017年度以降、これらの制度により他大学の法科大学院開講科目や本学の他研究科開講科目を履修している本法科大学院の学生はいない。

また、本学の他研究科の学生が本法科大学院開講科目の履修を希望する場合、本法科大学院が定める条件を満たせば履修が認められる。関西四大学との協定に基づく単位互換制度により、他大学の法科大学院生も本法科大学院開講科目を履修することができる。20

17年度以降、本法科大学院開講科目について本学他研究科の学生、あるいは他大学の法科大学院生の履修者はいない。

ウ 外国の大学の大学院における授業科目の履修

本法科大学院在学中に外国の大学に留学した場合の授業科目の履修については、法科大学院学則第8条、第10条、第13条第2項に従い、教授会の議に基づいて単位認定を行うことを可能としている。

エ 入学前に大学院において修得した単位の認定方針

本法科大学院学生が、入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について、認定の方針としては、国際的視野を持つ法曹の養成という教育理念、及び、本法科大学院のとっている進級制度の趣旨から、一貫した段階的教育をおこなう必要があるため、一定の制限が加えられるべきであるものとして、科目群ごとに単位修得の認定対象となるか否かを決定すべきであるものとした。具体的には、A群、B群、C群、D群、H群に設置される科目については、本法科大学院における段階的学修の一環として設置されるものであること、さらに、前述の進級制度の判定の際、習熟度を厳格な基準で判定し、進級を認めるか否かを判断していることから、他の大学院において修得した単位を認定することはできないものとした。

また、F群科目も、国際的視野を持つ法曹の養成を達成するために設けられた科目群であることから、やはり、単位の認定を認めるべきではないものとした。これに対して、E群及びG群科目については、より幅広い視野や知識を与えるために設置されているものであることから、入学者が他の法科大学院等において既に単位を修得した科目の範囲と内容を個別に比較して、本法科大学院に設置される科目に相当すると認められる場合には、同志社大学法科大学院学則第9条及び第13条に基づき、単位を認定することができるものとした。ただ、認定する単位数の合計は、D群及びE群から修得すべき修了要件単位数が12単位であることから、原則として、その半数である6単位とされている。本法科大学院では、該当者からの申請に基づいて、教授会が有益と認めた場合は、法学未修者について単位認定を行っている。審査に当たっては、本法科大学院の教育課程との一体性を損なうことがないように、シラバス等を提出させ、教育内容を正確に把握し、担当分野の教員と主任会において慎重に協議した上、最終的に、教授会の決議を経て単位認定することとするなど、厳正な審査を行っている。

なお、2019年度、前述の方針の一部が変更され、B群、D群、F群、H群科目に関しても、新たに認定の対象とされた。まず、B群科目（法曹基本科目）は、法律実務の基礎的素養や技能を修得させることを目的とするものであるが、派遣裁判官、派遣検察官により授業がなされ、共通的な教材が採用され、相当程度に教育内容の規格化、均質化が進んでいる。また、H群科目（実務関連科目）についても、実体験に根ざした実務的技能の修得が期待されていることから、教授されるべき内容よりはむしろ、実習への参加を通じて法曹の技能を修得することが目的とされるものである。さらに、D群科目には、司法試

験選択科目が配置され、総合演習が開講されている科目もあって段階的学修の必要性があるとされていたが、開講科目のすべてが必須科目とされているわけではなく、また、同じく展開・先端科目であるE群との対比からしても、一律に修得単位の認定が許されないものとする事の合理性が問題視された。以上の理由から、これらの科目群については、いずれもすでに修得された科目を再度履修させなければならないとする合理的理由に欠けると解され、新たに認定対象科目とされた。また、F群に設置されている外国法科目は、本研究科の目的の一つである国際的視野をもつ法曹の要請を達成するために設けられた科目群であり、本研究科独自の構想に基づいて教育される科目であるが、例えば、外国の法科大学院で修得された単位、あるいは、国内の法科大学院において修得された外国法科目の単位の中には、本研究科の教育目的・教育方法と同等またはそれ以上の教育効果を認めることができる科目もありえ、F群についても同様の理由から新たに認定科目の対象に加えたものである。

さらに、単位認定の具体的な上限に関しては、2019年度4月段階で（修了要件単位数102単位で計算されている）は、以下の表のようになる。これは、法学既修者についてであるが、その者の入学試験受験型、履修免除試験の合格状況によって異なる。

以下、申し合わせの11頁の表を挿入する。

憲法、刑法、民法以外の4科目の履修免除の状況		履修免除 単位数	既修得を認定され 得る単位数上限
1科目のみ免除	商法以外の1科目の履修免除	28単位	11単位
	商法のみ履修免除	30単位	9単位
2科目を免除	商法以外の2科目の履修免除	30単位	9単位
	商法を含む2科目の履修免除	32単位	7単位
3科目を免除	商法以外の3科目の履修免除	32単位	7単位
	商法を含む3科目の履修免除	34単位	5単位
4科目とも免除		36単位	3単位

なお、転入学者については、原籍法科大学院における学修の内容と習熟度が、本法科大学院での学修の前段階に十分到達していると判断されて入学を許可された者であることから、転入学を許可された学年に先行するそれぞれの学年に配当された科目について、個々の科目の内容を比較検討した上で、単位を認定することができるものとしている。ただ、具体的な科目認定に際しては、本法科大学院教授会で教育上有益と認めた場合に認定されるものとしており、通常の入学者と同様にE群及びG群の科目のうち、本法科大学院で設置されている科目に相当すると認められる場合に、単位を認定することとした。ただし、認定する単位数の合計は、転入学者以外の者と同様、D群及びE群から修得すべき修了要

件単位数が12単位であることから、この半数である6単位に留めることとされている。

⑤ 科目等履修生制度の新設

2018年度から、新たに、大学を卒業した（卒業見込みの者も含まれる。）者等一定の出願資格を備えたものを対象として、「科目等履修生」制度を新設した。

これにより、科目等履修生は、履修を希望した科目を正規学生とともに履修することが可能となり、試験に合格した場合には、所定の単位が付与されることになった。

なお、2018年度は、この制度により、3名の学生（同志社大学2名、同志社大学以外の大学1名）が履修している。2019年度は、のべ2名（同一人が春学期、秋学期に履修）の学生が履修している。

（4）京都大学法科大学院との提携による提供科目の充実

2015年1月に、京都大学法科大学院との連携の合意が成立し、これに含まれる単位互換協定に基づき、2015年4月より、本法科大学院の学生が、京都大学法科大学院において開講されている法律基本科目や選択科目の一部（「公法総合1」、「刑法総合2」、「民事訴訟法総合1」、「国際法1」、「国際法2」）、計5科目を、科目毎に所定の人数まで受講できるようになった。他方、京都大学法科大学院の学生は、本法科大学院が開講している外国法科目の一部（「外国法実地研修B」、「外国法特別セミナー」）を受講できることとなった。2016年度からは、さらに京都大学法科大学院の「民事訴訟法総合2」、「民事法文書作成」の履修が可能となった。

また、2017年度からは、京都大学法科大学院の「商法総合1」も履修できることとなった。2019年度以降についても、京都大学法科大学院との連携事業は拡充される方向で、交渉が進められている。なお、例えば、「民事法文書作成」には、2016年度は、受講資格のある3年次生27名中21名、2017年度は同3年次生55名中24名、2018年度は3年次生56名中30名、2019年度は、40名中27名が受講している。京都大学法科大学院との連携の有益性が学生にも認知され、学生が意欲的に学修していることの表われといえる。

（5）慶應義塾大学大学院法務研究科との提携の開始

2017年12月に、学生の教育の一層の充実を目指して、慶應義塾大学大学院法務研究科との間で「慶應義塾大学大学院法務研究科と同志社大学大学院司法研究科の間における連携に関する協定書」を締結した。これは、双方が各々提供している授業科目及び海外プログラム等への各々の法科大学院の学生を受け入れ、また、海外の法科大学院への留学促進プログラムの開発及び実施、継続教育のためのプログラムの開発実施等における提携を約するものである。

(6) 本法科大学院の長所と検討課題

〔長所〕

- (1) 2012年度から導入された習熟度別クラス編成は、その判断基準を細分化する等現状との対応を図り、入学定員の削減もあって、学生の習熟度に合わせたきめ細かな指導の基盤となっている。
- (2) 国際主義を掲げる本法科大学院の教育理念を実現するために、創立以来一貫して重視してきた外国法科目は、科目の充実、提携先の開拓など地道な着実な取り組みを継続してきたことから、本法科大学院が文部科学省の公的支援見直し強化・加算プログラムをはじめとして、対外的に安定的な評価を受ける柱の一つとなっている。
- (3) 京都大学法科大学院との相互支援・連携事業への参加により、本法科大学院の学生は、京都大学法科大学院の授業で直接教えることによって自己の勉学に大きな刺激を受けるとともに、自己の学修状況、学修方法などを他校生と比較して客観的に捉える機会を得て、目的意識を高く持つことができるようになるなど、有形無形の数々のメリットを受けている。
- (4) 2018年司法試験の結果においては、合格率も合格者数も向上し（第1章参照）、法学未修者の現役合格率も増加した（2016年は受験者9名中合格者なし、2017年は受験者9名中合格者1名（11%）、2018年は受験者9名中合格者3名（33%））。習熟度別クラス等によるきめ細かな指導、カリキュラム改正による負担の軽減、京都大学法科大学院との連携による提供科目の充実の成果の一つの表れと評価できる。また、本学法学部との密接な連携に基づく早期卒業制度の導入、一貫教育の可能性も、その要因の一つであるといつてよい。
- (5) 2018年度に大学基準協会による第3回目の認証評価を受けた。評価としては、「適合」との結果を得たが（第8章参照）、2点を指摘された。そのうちの1つに、修了要件単位数に占める法律基本科目の割合が66.7%となり、「法律基本科目の単位数の比率に関しては、60%程度とし、70%を上まわらないものとする」という基準に近づいているとの指摘があった。2020年度に予定されている改正により、試算では、64.6%となり、この点については若干改善されることになりそうである。

〔検討課題〕

- (1) 2018年度は、司法試験の合格者数、合格率のいずれも向上したが、2019年度は、大幅に合格者数が減少した。昨年度も指摘していたが、その原因の一つは基礎学力・理解力の不足にあるものと考えられる。教育体制、教育内容の見地からは、基礎科目、基幹科目の単位数を増加させ、基本7法科目の基本を確実に教えることができるよう、必修科目の単位数を増加させると共に、導入教育等、正課以外の場面でも、各法の基礎を理解させる具体的な方策を検討し、実行に移してきたが、その成果は充分にはあがっていないとはいいい難い。

- (2) 法曹コースの導入を企図して2021年度は大幅なカリキュラムの改正がなされることが予想される。法曹コースの課程を経て入学した者に対しては、在学中受験を可能にすべくカリキュラムを編成しなおすとともに、応用力・事案分析力の養成に努めなければならない。さらに、在学生の大半を占める学生に対しても、一今年度の合格者数に鑑みても一、基礎学力・理解力を培うために、従来以上にきめ細かで重点的な教育をする必要があるであろう。その意味においても、本学法学部との連携による一貫教育の現実化、京都大学法科大学院との連携の深化等による、基礎的学力の修得、思考力の養成が望まれる。
- (3) 2014年度以降、カリキュラム改正を伴いつつ、入試科目の軽減・受験生による入試科目の選択可能性等の入試制度の改革を行ってきた。これにより、入学試験における受験者の負担を軽減し、特に、飛び入学受験者等の受け入れを促進することができるほか、憲法・刑法・民法以外の一部科目の学修がやや遅れ気味でバランスを欠いた状態の受験生についても、広げられた選択肢の中から受験科目を選び、法学既修者として入学できる可能性が広がった。学部との法曹養成連携が進展していく過程において、入学試験の多様化に応じた、教育体制の検討がますます求められることになる。
- (4) 学生定員を削減したことの結果として、教員数の削減を余儀なくされたことから、今後、従前と同様に多数の幅広い科目を開講し続けるためには、専任教員が担当すべき科目、嘱託講師に委ねる科目、法学部の教員に協力を仰ぐ必要のある科目などを整理し、外部教員の継続的な協力を得ることが必要である。そのためにも外部教員とのこれまで以上の意思疎通や連携を進める必要がある。

2. 教育方法

(1) 履修指導の体制（履修に関する個別相談等）

履修の方法等について、常時、司法研究科事務室の職員が学生の個別的な質疑に対応するとともに、特に登録時には学生の登録内容に登録ミス等が存しないか、組織的に確認を行っている。あわせて教員も適宜、履修相談を受け付けている。

また、入学時ガイダンスや登録期間中において履修指導・必修科目説明会を実施している。あわせて、教員の個別面談による履修指導も行われている。履修指導・必修科目説明会においては、法学未修者と法学既修者に分けて行うことにより、法律基本科目の内容や位置づけなどに関し、法学未修者と法学既修者のそれぞれに固有の履修上の注意点を指摘し、学修が適切に行われるよう配慮している。特に、法学未修者に対しては、1年次に配当されている法律基本科目（A群科目）の内容や意義を説明し、1年次の学修が円滑に行われるよう努めている。法学既修者に対しては、理論教育と実務教育の架橋を図るため、カリキュラム内の理論科目と実務科目の関係について説明しているほか、別途選択科目説明会においても理論教育の重要性とともに実務教育の必要性を説いている。

さらに、登録時に在学生（上級生）が新入生等に対して、個別に相談に応じる体制も整

備されている。

(2) 学習指導体制

① 新入生向けオリエンテーション等

2019年度入学者に対する履修指導は、4月1日、2日の2日間実施した。4月1日は、研究科紹介、施設説明に引き続いて、入学者を法学未修者と法学既修者に分け、教務担当教員が履修指導をするとともに、選択科目について、科目担当者が順番に履修指導を行う場が設けられた。それとは別に、各科目担当者が、研究室での面談等任意の方法で、学生の履修相談に個別に応じる態勢もとられた。

4月2日には、在学生の協力を得て「履修に関する個別相談」も行われた。選択科目説明会、選択科目個別相談、履修に関する個別相談は、新入生だけでなく2年次生及び3年次生も対象にして行われている。4月4日にはオンライン・データベース講習会が行われた。

なお、履修指導、教育上の指導は、年度の途中でも、必要に応じて行われている。

② 入学予定者向けガイダンス等

2020年度入試合格者（2020年4月入学予定者）向けガイダンスを、2019年9月28日午後に開催し、本法科大学院における学修のイメージ、各科目担当者からの説明、入門ゼミ、修了生による座談会、個別相談会等を行った。出席者数は13名（58名中13名）であった（昨年度14名、一昨年度18名）。

2020年2月29日、3月1日の2日間にわたって同志社びわこリトリートセンターで予定していた、2020年4月入学予定者向けガイダンス（第2次入学手続き者対象）については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から実施を取止め、同内容をストリーミング動画配信にて入学予定者へ配信することとした。

また、同様に2020年3月の土曜日に、基本7科目につき各1回、1コマ分の入学前ガイダンスを行う予定であったが、こちらも同様の理由から実施せず、ストリーミング動画配信にて、入学を約1か月後に控えて円滑に入学後の学修をスタートできるようにするための学修方法等を解説する導入講義を行った。

③ オフィス・アワー等

教員と学生との間のコミュニケーションを図るために、専任教員については全教員がオフィス・アワーを設け、日時、面談方法等を学生に周知して、勉学等の相談に応じている。担当者の裁量によるものであるが、オフィス・アワーとは別枠で個別面談の場を設けて各学生のニーズにあった丁寧な指導が推進されている。

④ 指導教授制

2010年度から学生が希望する教員を選択できる指導教授制度を導入し、学生のニーズや習熟度に応じたきめ細かな指導を行っている。2019年度は、専任教員19名が指導教授になり、99名の学生（全学生107名の92%）を指導している。なお、各学期の学業成績不良者に対しては、指導教授（指導教授を選択していない者は教務主任）が面接し、個別指導を行っている。

⑤ 学習指導

指導学生の実情に応じたきめ細かい指導を行い、学生の基礎学力向上を図ることを目的として、2010年度より「学習指導」が新設された。2011年度からは「1学期に90分1コマを15回実施する学習指導」は授業義務時間にも算入されることになった。

「学習指導」を行うか否か、担当する場合の指導の具体的内容をどうするかは各教員の判断に委ねられており、「学習指導」に対する学生の出席も自由である（出席は義務ではない）。

⑥ 教育補助等

若手弁護士がアカデミック・アドバイザー（AA）という立場で、多くの場合少人数のゼミ形式で、学修方法の指導を担当し、あるいは、正課授業におけるレポート添削につき担当教員を支援している。AAは、2017年度から法科大学院予算に関する大学本部との交渉上、規模を縮小することを余儀なくされており、2019年度は、AAとして任用された36名（2020年3月1日現在。レポート添削にのみ従事する者は27名）である。AAゼミは、正課授業の担当者と連携をとり、正課授業のうち、特に重要ないくつかの問題につき、当該科目の追加的な学習を必要とする者が自発的に参加登録をして、ゼミを実施するものである。ゼミの実施計画は研究科主任会が点検したうえで教授会でも報告し、担当教員との連絡がとられていることを確認して実施しているものであり、正課授業に影響を及ぼすような頻度ではなく、またその内容も、いずれも授業で使用されたレジュメを中心にその内容を復習するものである。

また、ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）、修了生による授業補助の制度を設けており、それぞれの制度の枠内で授業の補助業務（出席の確認、レポートの収集、教材の配布等）に従事している。ただし、本法科大学院では、TA、SA、修了生による授業補助者に授業内容についての学修支援は行わせていない。

さらに、メディア・サポーター1名を定期的に配置し、情報機器の操作や情報検索の支援・相談に応じている。

⑦ 意見聴取・学生との交流

新入生を対象とした学生と教員の懇談会を実施することにより（2019年度は6月に実施）、学生の意見や不満を聞き、改善につなげるとともに教員と学生の距離を縮めてい

る。なお、学生からの意見は投書箱においても受け付けており、そこでの申し出は執行部において適宜対応している。

⑧ 「授業理解度確認テスト」等の活用

2012年度秋学期から、TKC法科大学院教育研究支援システムにおける「授業理解度確認テスト」等を活用することにより、授業で学習した知識の定着を図るとともに、教員が個々の学生の理解度を把握することが可能となった。これにより、学生の理解度が十分でない点を再度解説するなど、学生の理解度にくみ細かく対応した授業を行うことが期待できる。

特に、2015年度から新設された基礎演習科目においては、TKCシステム内で運営されている「基礎力確認テスト」などの電子教材を活用して、受講者の自学自習による基礎学力の向上を促すことが目指されている。今後、教員による「授業理解度確認テスト」や「基礎力確認テスト」の利用がこれまで以上に高まることが期待される。

なお、科目によっては、担当教員がe-learningの基盤として学内で整備された教育支援システム(e-class, DUE T, TKC法科大学院教育研究支援システム等)上の掲示板、資料配付機能や理解度確認システム等を積極的に活用する等して、学生の理解度をさらに深める等、授業の効果を高めるために創意工夫をしている。

その他、修了生、司法試験合格者による学習支援、充実した図書室のレファレンス・サービスなども学習指導体制として整備されており、学習支援の一翼を担っている。

(3) 授業計画等の明示

① シラバスにより事前に受講生に通知

1年間の授業内容や成績評価方法(定期試験と平常点評価の割合やその評価基準)については、シラバスにより事前に受講生に通知されている。なお、定期試験の成績と平常点の割合やその評価基準は、科目によって若干の相違がある。また、本法科大学院は、GPAによる成績評価を行っているが、素点との対応関係も明らかにしている。さらに、定期試験においては、各問題の点数配分を問題文に明記するよう努めている。評価結果についても、学生に公表している。

教材、資料、レジュメ等は、開講前に全授業回数分が配付されている科目があり、そうでない科目についても、授業日の1週間前には原則として毎回配付するなど、学生の予習に十分な配慮がされている。

シラバスに従って授業を適切に実施することについては、「司法研究科の栞(教員便覧)」等において、シラバスの内容に沿った授業を要請するとともに、休講した場合も必ず補講をすることもあわせて要請している。このことは教員において十分に意識され、対応されている。なお、授業にあたり、シラバスの内容等の一部変更を行う場合にあっては、担当教員が事前に学生に周知することが義務づけられている。シラバスにより事前に示された

授業計画どおり授業が進められているかは、受講生に対する学生アンケート(各学期に各々2回ずつ)によって担保されている。

また、FD委員会の決定に基づき学期の中間期に教員による授業傍聴ならびに同志社法曹会会員による授業傍聴を実施しているが、この授業傍聴は、実施されている授業の特定の回を指定して行われるものであるところ、傍聴の対象となる当該授業の進行状況が、全体の授業計画からずれることなく実施されていることが、傍聴者によって確認されており、傍聴者による傍聴記録については実施後にFD委員会によって点検を行っている。これまで、当該実施回の内容がシラバス上の進行計画から逸脱していることがうかがわれた例はない。

② コア・カリキュラムへの対応

「法科大学院における共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(コア・カリキュラム)を教育に導入し、教員による計画的な教育及び学生による計画的な学習を推進するため、共通のフォームのもとで、詳細かつ体系的な各科目における共通の到達目標を作成している。この共通の到達目標は、2012年度より、年度初めに、法改正や判例等を踏まえた上で内容を見直して学生に配付している(本章3. 成果も参照)。

(4) 授業の方法等

① 双方向型ないし多方向型の授業、習熟度別クラス編成等

双方向型ないし多方向型の授業が可能な少人数教育を基本とし、授業中の対話やレポートの作成・提出等の方法を用いてきめ細かい指導を行うことにより、基本的な法的知識の修得を図るとともに、法的思考力、分析力、表現力の養成を目指している。

必修又は選択必修の基幹科目(演習、総合演習)を中心に、多くの選択科目においても、双方向での授業を行い、また、必要に応じて担当者(学生)が提出したレポートを全員で共有して、これに基づいて議論を行うなどの形で実践的な教育方法がとられている。

本法科大学院においては、学生の学力にかなりの格差があることから、基幹科目である演習、一部の総合演習においては、習熟度別のクラス編成を採用している。入学当初は入学試験の成績により演習のクラスを決定するとともに、次学期以後は、前学期の成績を資料として、必修科目GPAが所定の基準を満たした成績上位層をAクラスとすることにより、全般的に成績の良好な者間でより高いレベルの学修に向けて切磋琢磨させることとし、それ以外の学生は、科目ごとに、前学期に履修された関係科目の成績、これがないときは入学試験の成績を用いて習熟度別のクラスに編成している。これにより、学力に応じて指導内容の力点を変え、基礎事項の確認・解説に費やす時間の割合などを、クラスの実情に応じて調整することが可能になる。

本章「1.(2)科目群」で述べたところをさらに敷衍すると、次の通りである。

A群科目(「基礎科目」)は、法学未修者のための開講科目であることから講義形式を取

るが、学生の予習度、講義の理解度、応用能力をチェックするために、小テストや中間テストを実施し、あるいは質疑応答の機会を適宜設けるよう努めている。2016年度からは、基礎科目及び基幹科目において中間テストを実施することが望ましいとする方向で運用することが教授会において申し合わされた。また、相当数の科目において、具体的な事例についての討議も適宜行われている。C群の必修科目（「基幹科目」）は全て演習であり、具体的な事例検討を前提とした双方向形式での授業が行われている。

演習科目においては、習熟度別のクラス編成により、双方向の議論と講義の比率を受講者の学力に応じて加減する、理解の不足している重要項目につき補足ノートに適宜作成し配付するなど、きめ細かく教育を行うことにしている。習熟度別クラス編成については、2014年度より、憲法、刑法などの科目毎の成績に応じて、基本7法科目のそれぞれにつき習熟度別となるようクラス編成を行っていたが、Aクラスと普通クラスの平均的な学力差が開いてきたため、Aクラスと普通クラスの授業方法にも開きが生じてきた。このことから、多くの科目で優れた成績を残していながら、一部の苦手科目を普通クラスに割り当てられることによって、成績優秀者の全体的学力に見合った指導が行き届きにくくなることが懸念された。他方で、これまでの観察によれば、司法試験合格率との相関が最も明確であるのは、必修科目全体のGPAである。そこで、2016年度から、習熟度別クラスにおけるクラス編成に関して、必修科目GPAを基準にクラス編成を行うこととした。一定の成績以上の者をAクラスに編成し、通常クラスに関しても、成績素点累計の順に従って2ないし3クラスに編成し、さらに、科目によっては、再履修者用のRクラスを設けた。

B群科目（「法曹基本科目」）、D群科目（「展開・先端科目Ⅰ」）、E群科目（「展開・先端科目Ⅱ」）、F群科目（「外国法科目」）、G群科目（「基礎法・隣接科目」）、H群（「実務関連科目」）においても、その科目の特質に基づいて、教員の裁量の下、双方向での授業を原則としながら、授業形式についてはさまざまな工夫が凝らされている。

また、授業の中で、法律専門家にとって必須の法律文書作成スキルを段階的に訓練する科目を充実させている。

ア 入学直後には、法情報調査・文書作成入門において、法律文書の基本型である要件効果モデルの構造、基礎的な作文技法、判決文のスタイルと読み方を全員に指導している。

イ 法律基本科目及び展開・先端科目Ⅰにおける演習、総合演習においても、具体的事例を素材にした文書作成の機会を設け、文書作成能力の涵養に努めている。

ウ 実務関連科目に、特定の法律分野における実務書面の作成を行う法律実務演習を設置している。受講生を1クラス約10名に絞り、実践的な事例に則して、法曹や法律専門家として作成すべき実務文書の作成技法を指導している。

なお、学生が講義、演習で十分に理解しきれない場合には、オフィス・アワーや指導教授制度等を積極的に活用させると共に、若手弁護士等（アカデミック・アドバイザー）による授業を補完するためのゼミの利用を勧めている。

② エクスターンシップの拡大

実務関連科目の「エクスターンシップ」については、エクスターンシップの研修先を、従来型の法律事務所にとどまらず、地方自治体、民間企業にも積極的に拡大している。これに伴い、H群科目において、「エクスターンシップ」を「エクスターンシップⅠ」「エクスターンシップⅡ」、の2科目に分割して実施するとともに、一人の学生が複数種類の派遣先において研修を受けることができるようにしている。

(5) 授業を行う学生数等

各授業科目の同時に授業を行う学生数は、少人数とすることを基本としている。まず、法律基本科目の必修講義科目については、最大で46名であり、憲法、民法、刑法については未修者1年次生及び再履修の学生のみがその対象となるため、例年10名程度で講義が行われている。

また、法律基本科目の必修とされる演習科目については、習熟度別クラス編成で行われており、定員70名は少なくとも4クラスに分割されるため、各クラスが20名を超えることはない。選択科目については、C群選択科目を含む選択科目については、50名を上限として、希望者がそれを超える場合には抽選により登録者を決定しており、登録者が50名を超えることはない。また、応用ゼミについては定員を30名と設定して少人数教育が実施されることを担保している。

現に2019年度において、演習科目に限っての最大のクラス人数は春学期17名（前年度同期17名）、秋学期17名（前年度同期25名）である。このようなクラス人数の少人数化はすべてのクラスにみえるところである。このように少人数教育の理念を一層徹底し、教員が学生の理解度をきめ細かくチェックしながら、学生一人ひとりのニーズに合った適切な指導を図る体制がさらに進んでいる。本法科大学院では、基幹科目の少人数教育を実現することで、双方向、多方向形式の議論による法理論の理解を徹底し、実務的な法運用の鍛錬を行っている。

① 授業を行う学生数

本法科大学院の教育課程は、法科大学院設置基準の趣旨に従い、A群からH群までの各科目から編成されている。A群科目（「基礎科目」）は、法学未修者を対象（一部は法学既修者も対象）にして、原則40名を1クラスとして講義を進めるものである。B群科目（「法曹基本科目」）についても、1クラスの学生数は、原則40名である。C群科目（「基幹科目」）の演習科目は、原則20名までのクラス編成で行ってきた。2015年度に定員削減（定員70名）を行ったことにより、教員と学生、あるいは学生同士の間で双方向・多方向の議論による法理論の理解を徹底し、実務的な法運用の鍛錬をよりいっそう効果的に行うことができるようになった。

また、クリニック、エクスターンシップの定員は、クリニック（各クラス30名）、エクスターンシップⅠ（15名）、エクスターンシップⅡ（5名）、刑事模擬裁判（各クラス25名）、民事模擬裁判（15名）、法律文書作成（各クラス10名）である。

京都大学との連携により開講している法律実務演習（民事法）については、科目提供元の京都大学において3年次生の全員が受講する必修科目として運用されていることから、本法科大学院においても、3年次生の全員に同科目の受講を推奨しており、受講者数が増加してもクラス分割は行う予定はない。現実には、個別的指導にふさわしい添削教員数を確保することにより適切な指導が確保されている。

なお、上記の学生数には、再履修の者、他大学、他研究科の学生及び聴講生を含むものである。ちなみに、他大学・他研究科の学生から本法科大学院科目を登録履修したいとの申し出があった場合には、教務主任において、科目の性質や登録者数、本人の希望理由等を考慮して登録の可否を判断している。

② 聴講生の受入れ

本法科大学院では、2006年度から実務家の聴講生の受入を行っている。「聴講生」の制度では、正規学生とともに授業に出席し、科目を聴講できるが、単位を修得することはできない。聴講生の受講資格は、A（弁護士、裁判官、検察官、司法書士、公認会計士、税理士、弁理士、行政書士）、B（国・自治体等の職員）、C（企業・自治体等において受講を希望する科目に関連する業務に従事する者）、D（本法科大学院修了生）、E（京都大学大学院法学研究科修了生（「外国法特別セミナー」のみ対象））である。2019年度は2名を受け入れている。聴講生を受け入れることは、正規学生の学修の妨げにはなっておらず、むしろ本来の受講生にとって勉学の良い刺激となっている。

（6）学期末試験・追試験の実施

学期末試験の実施方法は、学生の実力が正確に認定できるよう配慮しており、学期末試験は、筆記試験を原則としている。なお、レポート試験を行う場合は、筆記試験と同様の基準で厳格に行うものとしている。

法科大学院は、プロセスとしての教育を理念とするため授業への出席が必須となることから、欠席が多数に及び（8回の授業においては3回以上、15回の授業においては5回以上の欠席）、履修の実体を欠くと科目担当者が判断すれば、当該科目の学期末試験の受験資格を失うこととなる。

また、追試験制度を設け、成績評価について遺漏なきを期しているが、本試験受験者と追試験受験者との間に不公平が生じないように、同一問題や類似問題を避けるとともに、講義内容との関連性の有無・程度をチェックするなど、問題の作成に当たり配慮している。追試験は、病気又はやむを得ない事由のために、定期試験を受験できなかった場合に限り行われる。追試験の対象となる事由は学生に周知徹底されており、この認定は厳格に教務

主任において審査のうえ行われている。

(7) 成績評価

① 成績評価

成績評価の方法は、GPA制度を採用しており、その内容は、学生に周知されている。GPAは、A+～Fの7段階で評価された全科目の評価を評点に換算して、その単位数で加重平均することによって算出される。「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」が定める成績評価について、教授会として「成績評価に関する申合せ」において下記の事項を申し合わせており、これに基づいて、成績評価を行っている。科目ごとの成績評価方法、成績評価項目（期末試験、平常点、その他）ごとの配点（割合）はシラバスに明記することにしており、主任会の責任においてシラバスを点検し、各科目の成績評価方法、単位認定の基準が学生に明示されるよう確保している。

最近の成績評価基準の改訂として、2017年度第5回司法研究科教授会において、新たな成績基準について審議・了承して、この内容を改定している。シラバス記載の成績評価基準について変更が決定された旨については、学生に対して直ちに掲示によって周知した。なお、改定後の本申合せには、第2項において、前項ただし書き前段に定める「合格の評価を得た者の数が10名に満たない場合」においても、過去数年間にその科目を受講した者と当該年度を受講者が同一年度に受講した場合を仮想して比較し、擬似的な相対評価を行うことにより、過去数年間の受講者を通して見た場合に、前項の定める割合的评价に近づけるよう努めるものとする旨を「成績評価に関する申合せ第1項ただし書の運用について」において定めている。ただし書き前段に定める「合格の評価を得た者の数が10名に満たない場合」については、科目により登録者数との関係で成績評価の状況が異なることから、2018年度第5回司法研究科教授会において、「合格の評価を得た者の数が10名程度に満たない場合」へと改定した。

成績評価の基準は、担当教員に対しては、採点依頼時に文書でも指示され、学生に対しては、「2019法科大学院シラバス・履修の手引」により周知されている。

1. 「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」第1条に定める成績評価の基準は、次のとおりとする。ただし、当該科目につき合格点を得た者の数が10名程度に満たない場合及びその他合理的な理由がある場合の成績評価の割合については、この限りでない。

A+ 特に優れた成績を示した者（100点満点の評点のうち90点以上100点以下の者）

A A+に準じた優れた成績を示した者（合格点を得た者のうち、上位20%程度の者）

B+ Aに準じた良好な成績を示した者（合格点を得た者のうち、上位20～40%程度の者）

B 標準的な成績を得た者（合格点を得た者のうち、上位40～70%程度の者）

C+ Bに準じた成績を示した者（合格点を得た者のうち、上位70～85%程度の者）

C 合格点を得た者のうち、到達目標に照らして最低限の目標に到達したと認められるその他の者

F 合格と認められるに足りる成績を示さなかった者（評点が60点未満の者）

2. [前項但書前段に定める「合格の評価を得た者が10名に満たない科目」においても、過去数年間にその科目を受講した者と当該年度の受講者が同一年度に受講した場合を仮想して比較し、擬似的な相対評価を行うことにより、過去数年間の受講者を通して見た場合に、前項の定める割合的评价に近づけるよう努めるものとする。] 前項ただし書の後段の適用については、別に定めるところによる。

3. 第1項の基準は、これを学生に明示する。

4. A+の評価は、本研究科の共通的な到達目標における各学年あるいは修了時まで確実に習得すべき知識・能力の内容・水準としての到達目標に照らして、特に優れた成績を修めたものとする。Fの評価は、上記共通の到達目標の各学年あるいは修了時まで確実に習得すべき知識・能力の内容・水準としての到達目標に照らして、その最低限の到達目標に達しなかったものとする。

共通的な到達目標を設定していない科目については、それに準ずるものとしてシラバスに記載した当該科目の到達目標に照らして、同様に判断するものとする。

なお、複数クラスを開講する科目においては、A+又はFの評価をするときは、当該科目の担当者全員により当該筆記試験の答案及び当該者の平常点を確認する。

5. 成績は、筆記試験及び平常点によって評価する。ただし、受講者の少ない科目や特殊な科目については、レポート等の提出によって筆記試験に代えることができる。

6. 筆記試験においては、各設問の配点を明示する。

7. レポート試験の場合においても、採点基準を学生に明示する。

8. 複数のクラスを開講する科目における成績評価は、全クラスについて同じ基準により評価する。小テストやレポートの実施についても公平な評価がなされるために必要な限りで、内容、方法の統一を図る。特に、習熟度別のクラス編成を行う科目においては、次に掲げるいずれかを採用する等の方法により、クラス間の公平性が客観的に確保される合理的な採点を実施するものとする。

① 受講者全員の答案を一人の採点者が通して採点する方法。この場合においては、設問毎に採点者を代えることができるものとする。

② 受講者全員の答案のクラスが混ざるように束を作成した上で、各担当者が束毎に分担して採点する方法。この場合においては、各採点者の採点が終わった後に、担当者の協議により、採点者間の採点水準を合理的な方法により調整するものとする。各採点者の行った採点の平均点を揃える方法により調整がなされる場合には、極端に優れた答案、極端に劣った答案の有無によって平均点がどのような影響を受けているかを考慮に入れた調整を行うものとする。

9. 平常点の評価は、次に掲げる事項に留意し、客観的かつ厳正に行う。
- ① 成績評価における平常点の割合は、科目担当者の判断による。ただし、平常点の割合は、成績評価を「合格」又は「不合格」により評価する科目を除き、原則として30%を超えないものとする。
 - ② 授業中の質疑応答、小テスト、レポート等の実施により評価を行い、同一科目又は同一クラスにおいて全員一律の評価又はそれに準ずる評価とならないよう配慮する。
 - ③ 授業の欠席は、平常点において考慮し、遅刻も減点事由とする。出席自体を加点事由とはしない。
 - ④ 科目担当者は、平常点の具体的な評価方法を授業開始前に確定し、履修登録した学生に明示する。
10. 異なる科目を担当する各教員間において成績評価尺度を共有するため、教授会等で各科目の成績評価方法や基準を報告するなどして、教員間で共通認識を形成するものとする。必修科目（総合演習を含む。）におけるFの評価基準については、成績提出後に報告書を提出するものとし、その報告を受けて、評価及び評価基準の適否を点検する会議を学期ごとに開催する。

また、筆記試験採点の際の匿名性を確保するため、採点者は、氏名欄をホッチキス止めした答案を採点するものとし、採点が終了するまではホッチキス止めを外さない扱いとしている。

成績評価の結果については、科目ごとに「成績評価の割合」についての提出を担当教員に義務付け、成績評価に関する申合せ第1項の割合を大きく逸脱する場合、その様な評価を行うことの合理性につき、研究科長に対して理由の説明書を提出するものとしている。なお、2019年度は春学期に10件、秋学期に1件の提出があった。

なお、本法科大学院では、学生の能力及び資質が客観的かつ厳正に評価できるよう、FD委員会、教育推進委員会、自己点検・評価委員会等とも連携して、成績評価に関する問題点を定期的に検討している。成績評価に対する説明書の結果、F評価の厳正な判定が行われていないことについて、合理的な疑いが残る場合、FD委員会は成績評価に関する申合せ第10項に基づいて該当する科目の担当教員に対して成績提出後、Fの評価基準について報告書を提出することを要請し、その報告に基づいて評価及び評価基準の適否を判定するためにFD委員会を学期ごとに開催し、その結果を教授会に対して報告するという体制をとることで、厳格な成績評価が行われることを保証している。

さらに評価の際には、授業回数の3分の1以上欠席した者については学期末試験の受験資格を認めないものとしており、学期末試験を実施しない科目においても単位の修得を認めない。

② 学期末試験の実施方法

学期末試験の時間割編成については、原則として①授業と同じ曜日で授業時間帯に近い講時、②1人の学生が1日に3科目の試験とならないようにする、③1日2科目試験の学

生はあっても、1日に必修科目が2科目にならないようにする、④基本的に土曜日は使わない、という考え方で編成している。授業の3分の1以上を欠席した学生には、受験資格を認めないものとして、試験を実施する。学期末試験の実施に先立って、各授業の履修学生のうち、受験資格がない者があるかについては、担当教員に事務室から問い合わせをしている。

学期末試験は、各学期末に2週間の期間で、原則的に各科目120分、最低でも90分の時間により筆記試験を実施している。レポート試験等による場合は、筆記試験と同様の基準で厳格に行うものとしている。

③ 成績評価の公表等

成績分布に関するデータは、教授会で配付しているほか、個々の科目の成績分布のデータは、全学的取り組みとして同志社大学のウェブサイトで公表している。

本法科大学院の取り組みとしては、科目担当者に対して、出題意図、採点ポイント、講評等を明らかにした書面及び参考答案の提出を要請し、これを事務室において学生の閲覧に供している。講評会を開催し、口頭による講評が行われる科目、書面による講評を学生に配付する科目も多数にのぼる。さらには、オフィス・アワーにおいて、学生に対して個別に説明している教員もいる。

(8) 成績評価について異議申立制度等

成績評価について異議がある学生や説明を希望する学生には、担当教員に対して、一定の期間、異議を申し立て、あるいは説明を求める機会が保障されている。申立て等は、いずれも書面によることを要件とする（申立て書式の理由欄は、「採点に疑問」と「その他」に分かれている）。成績評価について異議が申し立てられた場合、担当教員は、その内容を検討し、学生に対して、書面又は口頭により、申立てに対する判断と理由を説明する。申立て内容が認められた場合、担当教員は、成績評価を訂正することが求められている。成績評価に説明が求められた場合も、異議が申し立てられた場合と同様、書面又は口頭により、説明する。そして、担当教員の判断や説明に納得できない学生に対しては、同志社の全学的な制度であるクレーム・コミッティへの不服申立てが認められている。

なお、クレーム・コミッティにおいて、異議申立てを相当と認めた場合には、学内の取扱い要領に従って、是正措置が図られることになる。ちなみに、2019年度成績評価自体に対する異議申立ては、春学期末試験は4件、秋学期末試験においては1件あった。なお、担当教員に対して異議申立てをした者で、クレーム・コミッティへの申立てをした者はいない。

(9) 進級制度

2012年度から、「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」を定めて、G

PAを用いた進級制度を導入している。

なお、2018年度入学生の進級要件は、以下のとおりである。

ア 法学未修者1年次を終了する年度末において、A群必修科目32単位のうち28単位以上を修得し、かつ、A群必修科目の評定平均（GPA）が2.30以上である者は、次の年次への進級を認める。

イ 法学未修者2年次を終了する年度末において、次の点をすべて満たす者は、次の年次への進級を認める。

- ・法学未修者1年次配当のA群必修科目32単位を修得していること。
- ・法学未修者2年次配当のA群必修科目4単位のうち、2単位以上を修得していること。
- ・B群必修科目及びC群必修科目の計26単位のうち22単位以上を修得していること。
- ・A群必修科目、B群必修科目及びC群必修科目の全体の評定平均（GPA）が2.30以上であること。

ウ 法学既修者1年次を終了する年度末において、次の点をすべて満たす者は、次の年次への進級を認める。

- ・法学未修者1年次及び2年次配当のA群必修科目36単位のうち、34単位を修得していること。
- ・B群必修科目及びC群必修科目の計26単位のうち22単位以上を修得していること。
- ・A群必修科目、B群必修科目及びC群必修科目の全体の評定平均（GPA）が2.30以上であること。

2018年度から2019年度にかけて、この規則の適用により進級できなかった者の数は、次の通りである。

	2018年4月の進級不可者	2019年4月の進級不可者
1年次から2年次	21	15
2年次から3年次	4	2

（10）修了認定

各年度の修了状況の推移は以下のとおりである。ここ数年、標準年限内の修了率が大幅に低下していたところ、少人数での習熟度別クラス編成やAAゼミとの連携によるきめ細やかな教育指導や京都大学との連携等により、2017年度より向上している。

2016年度修了者 43人
うち標準年限内に修了した者の数 24人 修了率 39.3%
【内訳】
2014年度入学生法学未修者 11人中7人修了 修了率 63.6%

2015年度入学生法学既修者 50人中17人修了 修了率 34.0%
2017年度修了者 48人
うち標準年限内に修了した者の数 35人 修了率 66.0%
【内訳】
2015年度入学生法学未修者 20人中11人修了 修了率 55.0%
2016年度入学生法学既修者 33人中24人修了 修了率 72.7%
2018年度修了者 53人
うち標準年限内に修了した者の数 39人 修了率 62.9%
【内訳】
2016年度入学生法学未修者 21人中11人修了 修了率 52.4%
2017年度入学生法学既修者 41人中28人修了 修了率 68.3%
2019年度修了者 37人
うち標準年限内に修了した者の数 28人 修了率 66.7%
【内訳】
2017年度入学生法学未修者 7人中3人修了 修了率 42.9%
2018年度入学生法学既修者 35人中25人修了 修了率 71.4%

修了率は、入学者に対し、標準修了年限で修了した者が占める率

(11) 教育方法の改善

① 教育内容及び方法の改善

教育内容及び方法の改善については、適宜、教授会で議論され、検討や改正がすすめられているところであるが、特に以下のような専門的な制度が設けられている。

ア FD委員会による取り組み

2019年度は、FD委員会を1回開催し、教育の内容及び方法の工夫、改善を図るための方策等についての検討、取組を行った。FD委員会の委員は、各分野の担当者からバランスよく構成されるように配慮されている。ちなみに2019年度の委員は、民法1人、民事訴訟法1人、商法1人、刑事訴訟法2人の計5人である。2019度においては、授業に関する中間アンケートや授業評価アンケートの内容の確認、授業傍聴の実施、各種FD活動について検討した。

イ 教員推進委員会・教育推進会議による取り組み

2009年度より、教育推進委員会（2019年度は執行部のメンバーに3人の専任教員とみなし専任教員1人を加えた計9人の委員で構成し、教務主任を補佐する）・教育推進会議を設け、各科目の履修方法、授業時間割の設定方法、学生の選択による指導教授制の導入、修了生に対するサポート体制、授業内容の改善等々につき、検討を行ってきた。2019年度も同様の方針で、6月12日と10月23日に教育推進

会議を開催し、成績評価のあり方や法学未修者教育、早期卒業者に対する指導、授業及び学期末試験の難易度等につき意見交換した。

ウ 学生による授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートは、開設以来毎年春・秋学期に実施している。学生が寄せたコメントについては、改善又は回答を要する事項を各教員が抽出して、これに対する回答、応答の概要につき報告書をFD委員会に提出した上で、FD委員会がその提出状況、対応状況を点検することになっている。

2019年度春学期は7月22日～7月27日、秋学期は1月18日～1月24日に実施した。アンケート実施対象教員は、兼担、兼任を含む全教員で、対象科目は、全科目である。アンケートは回収後、司法研究科事務室で整理したものを、FD委員会及び各担当教員に配付し、個々の授業内容や方法の改善に役立てている。点数評価の項目については、学年毎にグラフ化し、アンケートの現物と共に各担当教員に配付している。

なお、授業評価アンケートについては学期末にのみ実施する方法では、アンケート結果を当該学期の授業改善に役立てることができないため、2009年度から、それぞれの学期の授業が開始されてから3分の1程度の授業回数となる時期に中間アンケートを実施し、その結果を直ちに授業改善に役立てている。2019年度春学期は5月13日～5月18日に、秋学期は10月23日～10月29日に実施した。

エ 京都大学との連携FD事業

2014年度から、本法科大学院と京都大学法科大学院とで、FD事業を推進し、相互に授業内容、教材、成績評価方法を一層改善するために同志社大学司法研究科長及び京都大学法科大学院長並びに両研究科教務主任で構成する連携FD協議会を置き、各年度2回協議会を開催してきた。そこでの意見を踏まえて、法律基本7科目については、法分野ごとに連携FD分科会を置き、科目ごとに授業内容、授業方法につき意見交換を行っている。

特に、単位互換科目の対象分野については、年1回以上連携FD分科会を開催するとともに、本法科大学院の教員と京都大学の教員が相互に授業を参観してそれぞれ報告書を作成し、本法科大学院における連携科目の授業の改善に努めている。さらに、単位互換科目を受講した本学の学生に対しては、詳細なアンケート及び聞き取り調査を実施して、その成果を本学における授業方法の改善に役立てている。

さらに2018年度には、特に法学未修者1年次の教育について意見交換がなされ、両校の連携の中で、法学未修者に対する教育について、新たな取り組みをおこなうことについて合意した。

(12) 本法科大学院の長所と検討課題

〔長所〕

(1) 本法科大学院においては、徹底した少人数教育の実施が成果を上げてきている。特に修了率の悪化が問題となってきたが、その点での改善もみられている。

実務科目における実務的技能の指導にとどまらず、特に、基幹科目においては習熟度別に少人数クラスを編成し、学生の学力に応じてきめ細かく教育を行う体制が整えられている。基幹科目における習熟度別クラス編成と、文書作成能力を涵養するための少人数指導が整えられている。

中間試験の実施や、これに代わる中間レポートその他の小テストの実施については、教育推進会議及び京都大学との連携FD事業を通じて、全教員間でコンセンサスが醸成され、丁寧な少人数指導が絶えず行われている。また、指導教授による学習指導も丁寧な少人数指導を旨として進められている。

(2) 本法科大学院においては、多様なFD活動が行われているが、特に京都大学との連携FD事業により、本法科大学院の授業と京都大学法科大学院の授業及びカリキュラムを比較し、また、単位互換科目受講者からの聞き取り、法律実務演習（民事法）の作問者会議への参加等を通じて発見される授業内容、授業方法の改善事項によって、本法科大学院の授業内容及び授業方法、さらにはカリキュラム等の一層の改善が図られている。

(3) 従来実施している入学予定者を対象にした合宿形式のオリエンテーション（本年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、やむなく中止となった）は、参加者の評判もよく、定例化しており、学生のスムーズな学習への取り組みに一定の効果をあげている。入学予定者向けガイダンスの実効性をさらに高めるために、後期日程入試合格者をも参加できるようにオリエンテーションの開催日時を工夫することなどにより、より多くの合格者が参加できるようになり、その効果が一段と上がっている。

〔検討課題〕

(1) 修了の認定に必要な単位数については見直しを行っているが、2016年度入学生については106単位以上を修得することとし、2017年度入学生については102単位以上を修得することと改正された。さらに、2020年度入学生からは、96単位以上を習得することと改正される。現在の在学生の多くについては、学修時間が決定的に不足しているとする評価が定着するなかで、修了の認定に必要な単位数の減少が在学生の学力向上にいかなる効果を及ぼすのかなど、今後ともその成果を十分に検証していくことが必要である。

(2) 入学定員を削減したことにより、厳格な成績評価の実施、小クラスでの授業がさらに可能になっている。これにより、学生個々人の能力及び学修状況を把握して、授業を進めることができることとなっているが、基礎学力が低下の傾向にあることは否定できない。基礎学力の向上にむけてのカリキュラムの見直しなどが検討されているが、さらなる対応が今後求められているといえよう。

- (3) 司法試験の合格者数、合格率を向上させるため、基礎科目の教育内容を充実させると共に、そこで得られたデータを分析し、教育上の課題を特定し、教員間で情報と問題意識を共有することを通じて、基礎学力を涵養する教育体制に一層の改善を加える必要があるといえよう。
- (4) 京都大学法科大学院との相互支援・連携事業がスタートし、本法科大学院と京都大学法科大学院の双方が、それぞれの強みとする科目を相互に提供することになった。相互提供科目も次第に増加するなど内容的には次第に充実してきているものの、本法科大学院学生によるこの制度の利用者数をより一層増加させる必要がある。また、本法科大学院から京都大学法科大学院での授業を履修したものの成績評価も必ずしも満足のものではないといえよう。京都大学法科大学院との形式的な制度運用にとどまらず、問題点を十分に分析・検討の上、本学の教育の向上につながる方策が本事業の継続にあたってはさらに検討されるべきである。
- (5) 早期卒業生や飛び入学者が増加の傾向にあることから、そのような学生に配慮した教育体制等の整備・必要性については今後そのような学生の成果等に注視しながら検討をすすめるべきである。なお、法学部へその導入が予定されている、いわゆる法曹コース（五年一貫コース）へ向けての取組み（カリキュラム、入試制度のあり方についての議論等）は、すでに行われているが、今後とも法学部も緊密に連携して検討する必要がある。

3. 成果

(1) 教育効果の分析と有効な対策の実現

① 教育目標の設定

授業科目ごとに教えるべき内容及び自習すべき内容が具体的に決定され、かつ適切に実施されているか否かの指標（「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」としては、2010年9月に「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班」が公表した「共通到達目標モデル（第二次案修正案）」の水準を上回る「共通到達目標（コア・カリキュラム）」を定めている。

2009年度に2回、2010年度に1回、「共通到達目標（コア・カリキュラム）モデル案」について教授会で懇談しているが、共通到達目標の策定は急務であるとの認識のもとに、各系によってモデル案に依拠した共通到達目標の検討と作成が行われた。2011年度においては、さらに共通のフォームのもとで詳細かつ体系的な各科目における共通到達目標の作成を進め、2012年度より学生への配布を行っている。

2019年度も同様に「共通到達目標（コア・カリキュラム）」を改定の上、学生に配布して、授業目標の到達の目処としている。

なお、「共通到達目標（コア・カリキュラム）」を踏まえて、カリキュラム編成や各科目のシラバスの内容等が具体的に定まっているといえ、その項目ごとに授業で教えるべ

きところ、自学自習に委ねるべきところなどが明確に学生に伝わるように、シラバス等で工夫がなされている。

これによって、本法科大学院の個々の授業内容及び全体としての授業内容が、少なくともコア・カリキュラムの全体について、適切に授業及び自学自習によって教授されることを担保する体制がとられている。

② 各学年の必修科目における最低学力到達目標

必修科目担当の各教員においては、下記の「各学年の必修科目における最低学力到達目標」を共有して、この目標の達成に努めている。必修科目以外の科目においてもこの到達目標に準じた到達目標の実現に努めている。

[1年次（1L）]

- ・要件効果モデルにより記述される法的推論の構造を理解している。適用される法規範を特定し、その規範が示す要件を摘示し、その要件に対応する事実の有無を判断して、法律専門家に受け入れられる文章表現により、法の適用結果を記述することができる。
- ・法律基本科目につき、その分野の体系及び法秩序を支える理念、基礎的かつ重要な法概念、法規範を理解している。

[2年次（2L）]

- ・要件効果モデルにより記述される法的推論の構造を理解している。適用される法規範を特定し、その規範が示す要件を摘示し、その要件に対応する事実の有無を判断して、法律専門家に受け入れられる文章表現により、法の適用結果を記述することができる。
- ・法律基本科目につき、その分野の体系及び法秩序を支える理念との関連を意識して、そこで用いられる法概念を理解し、法規範を解釈することができる。
- ・各科目において扱われる裁判例の意義を正しく理解し、判例の見解にしたがった場合の法的解決を与えることができる。
- ・要件事実の考え方及び、基本条文における要件事実の構造を理解している。刑事法における犯罪の成立要件の構造を理解している。
- ・民事・刑事の裁判手続の流れを理解している。
- ・民事訴訟記録及び刑事訴訟記録上の証拠を的確に分析、評価し、事実を認定することができる。

[3年次（3L）]

- ・実体法と手続法の区別なく、具体的な紛争における法的問題点を把握し、紛争の総合的解決を与えることができる。
- ・要件事実の考え方を踏まえて、具体的事実の中から、請求原因事実、抗弁事実を指摘して、これらの違いを踏まえた法律文書が作成できる。

③ 教育効果の測定

前述した〔教育内容及び教育方法〕、さらに後述する〔成績評価及び修了認定〕において

述べるようなカリキュラム改正や成績評価基準の検証，習熟度別クラスを中心とした授業方法の検討などが常に，FD委員会，教員推進委員会，教育推進会議及び教授会において行われている。また，教授会等において，成績の評価結果の公表，TKC短答式試験の分析表の公表等が行われている。

シラバスにおいて示された到達目標に向けて各授業が適切に実施されているかどうかについては，教員相互の授業傍聴と同志社法曹会会員による授業傍聴，さらに京都大学との連携FD事業のうち特に連携FD分科会による授業の参観及び教材についての意見交換等によって常に点検されている。

教員相互の授業傍聴と同志社法曹会会員による授業傍聴においては，研究者教員及び実務家の目から当該授業科目の内容及び教授方法が評価されるが，これは当然当該科目の到達目標の観点から，授業が適切に実施されているかを評価するものであり，傍聴記録は当該担当教員に示されるとともに，FD委員会においても精査される。

また，京都大学との連携FD分科会においては，授業の内容・方法はもちろんのこと，教材全体についても相互に点検することで，当該法領域の専門家の観点から，授業が適切に実施されているかを精査している。

教育効果の測定は，成績や教員の実感に基づいたものになりがちであるが，測定項目，測定指標，分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切におこなわれるように工夫されてきている。特に，本法科大学院における標準年限修了者数と修了率については，標準修業年限で修了した者の割合は，2015年度に34.0%，2016年度に39.3%にまで落ち込んだ。これについても，主任会において経年分析を行い，その分析結果等を教授会において配布し，問題点等の検討や対応策についての懇談を行っている。なお，2017年度には，48名の修了生のうち，35名が標準修業年限内に修了し（修了率は66.0%），また2018年度には，53名の修了生のうち，39名が標準修業年限内に修了し（修了率は62.9%），2012年度以前の水準に回復している。

（2）法科大学院修了生の多様な方面への進出

① 司法試験の合格状況の把握

本法科大学院の修了生で，司法試験に合格した者は，2014年度は26名，2015年度は33名，2016年度は17名，2017年度は20名，2018年度は24名，2019年度は9名である。2018年度は一定の成果を上げたものの，2019年度の合格者数は大幅に減少した。学生定員の削減により受験者数が減少することは今後も予想される一方で，合格率も本法科大学院が目標とするところにまったく到達していないという現状がある。

2013年の合格者のうち2名が裁判官，1名が検察官に，2014年の合格者のうち1名が裁判官に，2015年の合格者のうち1名が裁判官に，2018年度の合格者のうち2名が裁判官，1名が検察官に，それぞれ任官した。

また、本法科大学院の特色の一つである「国際性」を生かし、弁護士希望の修了生の中で外資系法律事務所に就職した者もいる。さらに、年々企業内弁護士として就職した者の数が増加しているのも最近の特徴といえよう。

過去3年間の司法試験結果は以下のような状況であった。

実施年	受験者数			短答式試験 の合格に必 要な成績を 得た者数	最終 合格者数	受験者に対す る合格率
		新修了生	既修了生			
2017年	112人	39人	73人	71人	20人	17.86%
2018年	118人	41人	77人	73人	24人	20.3%
2019年	117人	49人	68人	73人	9人	7.7%

(出典：法務省ウェブサイト「法科大学院別合格者数」及び研究科資料より作成)

司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報、司法試験の合格状況については、毎年、司法試験合格発表直後に、主任会において詳細に分析を行い、結果に関する各種の統計的資料とともに、検討・分析結果を教授会において報告し、懇談を行っている。

② 修了者の進路等把握及び公表

司法試験に出願する以外の者は国家公務員、地方公務員、企業法務関係等に進む者がいる。修了生の法曹以外も含めた進路を把握する体制については、修了時さらには司法試験合格時等々の機会をつかまえて、さらには卒業生・修了生団体である同志社法曹会や寒梅会を通じて、可能な限り司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握に努めている。また、修了生の社会における活動の状況等を、パンフレットや入試関連情報雑誌等を介して社会に対して公表している。しかし、すべての修了者の状況把握は困難な状況であり、その限りで教育効果が十分に検証されていると言い難い。

③ 就職支援チーム

寒梅館5階に、修了生・在学生を対象とする進路・就職の相談窓口（就職支援チーム）を設けている。就職支援チームは、就職活動に関してほとんど経験のない修了生あるいは在学生の就職活動への心構え、考え方、活動の仕方、求人情報や就職支援会社等の紹介、求人企業等への情報提供、取次ぎ、紹介（企業内弁護士を含む）などを支援することを目的として2009年10月に設置された。

支援活動（2009年10月（開設）～2020年1月末）の状況は、[相談者] 238名（延べ相談回数は1,069回）内、[司法試験合格者] 41名（内、3名は企業内弁護士に）、[公務員として就職] 17名、[一般企業への就職] 55名、[就職活動等の相談中の者] 12名である。

また、本法科大学院では、就職支援チームが中心となり、2012年度から年に数回、企業や官公庁、地方公共団体における法務に従事している方を招き、説明会を開催し、2017年度からは法律事務所及び各企業にお願いして「就職説明会」（司法試験合格者対象及び修了者対象の2回）を開催している。

修了者の就職先拡大、進路等の状況に応じた対応でもあり、法科大学院での勉学を生かした就職先を選択する際の大きな参考になっており、修了生の就職活動の多様化に十分応えうるものとなっている。

（3）本法科大学院の長所と検討課題

〔長所〕

- （1）企業内弁護士、国家公務員、地方公務員、企業法務関係等に進む者が逡増する傾向のなかで、そのような状況に対応する就職ガイダンス等が展開されている。
- （2）教育の成果、とりわけ、司法試験の合格結果については、定員削減、入学者の学力低迷などの事情から、合格者数、合格率ともに、継続的な改善を示すことが容易でない。2019年度の結果は芳しくなかったが、近年は改善の傾向を示していた。近年の改善の背景には、飛び入学生、早期卒業生を積極的に受け入れる姿勢を示したこと、京都大学との連携事業が軌道に乗り、京都大学法科大学院の単位互換科目を受講して学修のモチベーションを高め、自己の客観的な学力を明確に認識できたこと、等がある。

〔検討課題〕

- （1）教育目標の設定については「共通的な到達目標（コア・カリキュラム）」をベースにシラバス等を通じて精緻に進められている。一方、教育効果の測定とその対策については、「各学年の必修科目における最低学力到達目標」をベースにして、主としてFD委員会、教員推進委員会及び教育推進会議における議論のなかで行われているが、測定項目、測定指標、分析等が、実施体制（各委員会等）の有機的な連携等のもとで、今後とも精緻に行われる必要がある。今後は、法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みをさらに精緻に整備する必要がある。
- （2）司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を把握している。修了生の進路について、法曹関係者についてはおおむね把握されているものの、それ以外の者の進路状況については必ずしも十分とはいえない。今後はさらに進路に応じた教育内容や進路指導に十分にフィードバックされる必要がある。

(3) 2019年の司法試験の合格者数、合格率は、期待を大きく下回るものであった。原因の分析結果に基づき、すでにカリキュラムや教育方法の一定の改善に取り組みつつあるが、今後も引き続き対策を講じる必要がある。

第3章 教員・教員組織

1. 専任教員数

2020年1月31日現在、本法科大学院の専任教員は24人（みなし専任1人を含む）である。2019年度の本法科大学院の収容定員は210人であり、設置基準上必要とされる専任教員数は14人であるが、それよりも10人多い。

専任教員24人の構成は、以下の表のとおりである。設置基準必要教員数のうち半数は教授でなければならないが、専任教員の全員が教授である。

なお、2018年度において、2019年度からの教員定数（COE枠1人を除く）について21人とし、2024年度末までに専任教員の削減を実施することとされている。

一人の教員が本法科大学院と法学部の二つの教員組織に同時に所属するいわゆる教員のダブルカウント状態は、該当教員全員について2011年4月から解消されている。

表1

(2020年1月31日現在)

専攻	収容定員	在籍学生数(a)	設置基準必要教員数*		専任教員(b)								みなし専任			在籍学生数(a) / 専任教員数(b)		
			実務家教員**	みなし専任***	教授	准教授	講師	合計	実務家教員(内数)				実務家教員					
									教授	准教授	講師	合計	教授	准教授	講師		合計	
法務	210	105	14	3	3以内	23	0	0	23	4	0	0	4	1	0	0	1	4.6

* 設置基準必要教員数のうち半数は教授でなければならない。

** 専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者。

***実務家教員の一部は、専任教員以外のものであっても、1年につき6単位以上の授業を担当とし、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足る。

2. 専任教員としての能力

専任教員中の研究者教員19人はそれぞれの専攻分野について教育上又は研究上の優れた業績を有しており、みなし専任を含む実務家教員の5人は特に優れた知識及び経験を有している。また、全員がその担当する専門分野について教育上の高度の指導能力があると認められる者である。

2020年1月31日現在、専任教員中実務家教員は5人であり、そのうち1人はみなし専任教員であり、弁護士である。みなし専任教員以外の実務家教員4人のうち2人は検察官として日本の法曹実務の経験を有し、1人は米国ニューヨーク州及びグアム準州における弁護士として実務の経験を有し、1人は公正取引委員会の事務総長として実務の経験

を有しており、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有している。

3. 実務家教員

上記2のとおり、専任教員中の実務家教員は5人であり、専任教員数の20.8%である。いずれの実務家教員も2.で上述のとおり、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有している。

4. 専任教員の分野構成及び科目

2020年1月31日現在、本法科大学院の専任教員、兼任教員、兼任教員の科目別配置は、以下の表のとおりである。法律基本科目については、憲法1人、行政法2人、民法5人、商法2人、民事訴訟法3人、刑法2人、刑事訴訟法3人と、いずれの科目についても、当該科目を適切に指導できる複数の専任教員を置いている。

表2

		専任			兼担	兼任		計
		研究者	実務家	みなし		研究者	実務家	
法律基本科目	憲法	1			1			2
	行政法	2					1	3
	民法	4		1		1	8	14
	商法	2						2
	民事訴訟法	3			1			4
	刑法	2			2			4
	刑事訴訟法	1	2					3
法律実務 基礎科目		5	1	1			8	15
基礎法学・隣接科目		2			2	1		5
外国法科目		2	1		1	4	1	9
展開・先端科目		6	1		2	10	8	27

*2020年1月31日現在

*この表の「法律基本科目」とはA群基礎科目及びC群基幹科目、「法律実務 基礎科目」とはB群法曹基本科目及びH群実務関連科目、「基礎法学・隣接科目」とはG群科目、外国法科目とはF群科目、「展開・先端科目」とはD群科目及びE群科目のことである。

*科目別に延べ人数としてカウントしている。

本法科大学院が教育上主要と認められる授業科目は、「基礎科目」、「法曹基本科目」、「基幹科目」に必修科目として配当している。

2019年度は、必修の「基礎科目」は21科目、23クラスを開講している。このう

ち20クラスは専任教員が担当者に加わり、1クラスは兼任教員が担当している。

必修の「法曹基本科目」は3科目、6クラスを開講している。全てのクラスについて、専任教員が担当者に加わっているが、4クラスにおいて実務経験のある専任教員（みなし専任教員1人を含む）が加わっている。

必修の「基幹科目」は14科目、62クラスを開講している。このうち61クラスは専任教員（みなし専任教員1人を含む）が担当者に加わり、1クラスは兼任教員が担当している。

選択必修の「基幹科目」は10科目、22クラスを開講している。すべてのクラスに専任教員が担当者に加わっている。

以上114クラスのうち98%に当たる112クラスは担当者に専任教員が加わっている。必修科目の中には複数の教員が担当する科目があるが、当該授業科目の内容・実施・成績評価については専任教員が責任を持っている。

本法科大学院の教育理念となる3本の柱は、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」である。特に、基礎法、外国法の科目を多数設置することで、豊かな人間性や洞察力を涵養し、国際的な広い視野を身に付けさせることに努めている。外国法科目として10科目（+応用ゼミ1科目）、基礎法・隣接科目として5科目（+応用ゼミ1科目）、展開・先端科目として43科目（+応用ゼミ2科目）が開講され、合計40科目のうち35科目、53%に専任教員が加わっている。

また、渉外法務に強い法曹を養成するため、8人の教員が外国法科目を、4人の教員が国際関係法科目を担当している。高度の専門技能を備えた法曹を養成するため、27人の教員が何らかの展開・先端科目を担当して、多様なニーズに応える態勢を採っている。ここでいう教員には、専任・兼任・兼任教員が含まれている。

5. 専任教員の年齢及び男女の構成

みなし専任を除く専任教員23人中2人は女性教員である。2020年3月31日現在の専任教員23人の年齢構成は、41歳～50歳が5人、51歳～60歳が9人、61歳～70歳が9人で、平均年齢は57歳である。

6. 専任教員の後継者の養成又は補充等

2010年度に新設された人事委員会を中心にして、全司法研究科教員が全ての分野の教員人事に責任を持つという観点から具体的に人事が進められることで、人事に関する透明度が高まっている。具体的には、各年度における人事計画を教授会で承認し、退職する教員の補充に関する計画などを決定している。

2015年度に定年延長に係る人事手続を手直しし透明性を高め、これに基づき定年延長に係る人事が行われている。

補充人事等人材の確保について、2018年度に准教授1人の2020年4月1日付採

用を決定していたが、2020年度以降も、毎年度定年退職する教員があることから、必要な専任教員の採用をしていく必要がある。さらに選択科目の教員の採用など長期的な展望で人事計画を立てる等の対処策について継続的に検討することが必要である。また、2016年度からは裁判官経験者としての専任教員が皆無となったことも考慮し、教育の質を低下させないように努める必要がある。2019年度においては、これらのことを考慮した2020年度以降の教員採用の必要性を視野に入れた人事基本方針を決定した。

7. 教員の募集・任免・昇格

教員の採用・昇進に係る手続の透明性を高め、法科大学院教育にふさわしい教員を採用できるようにするため、「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」が2010年1月27日の教授会において新たに制定され、これに連動して「司法研究科教授会における人件審議に関する内規」が廃止された。同日の教授会では「司法研究科人事委員会規則」も制定され、これに基づき、教授会のもとに人事委員会を置き、中長期の教員人事計画について検討を重ね、また本法科大学院教員全員に各々の専門分野外の人事案件についても推薦権を認める等して具体的に人事を進めるための作業が行われている。

また、本学法学部・法学研究科教員が本法科大学院教員として任用される場合を想定し、関係規則の一部を改正し、「法学部教員の司法研究科への移籍に関する特則」を設けた。

兼任教員の委嘱は、「司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」の定める手続に従って行われており、研究業績、教育経験を教授会において審査し決定している。兼任教員についても、研究業績、教育経験を教授会において審査し、決定している。

客員教員の任用については、「同志社大学客員教員規程」が適用され、客員教員のうち客員教員A、同B、同Cの場合の本法科大学院内の手続は、「司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」が適用される。客員教員のうち特別客員教授の場合は、「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」に基づき、研究科内においては専任教員に準じた手続がなされる。

8. 教育研究活動等の評価

専任教員の採用・昇任手続においては、候補者の教育、研究、実務実績などを幅広く審査し、採用・昇任を決定している。また、本法科大学院における教育における役割分担やその成果について教授会で詳細な情報交換及び検討を行うほか、FD活動を通じて教員全員の授業についての学生の授業に関するアンケートの結果についての情報を共有することを通じて相互に評価し合う体制が整えられている。研究活動や社会的貢献についても、本法科大学院のウェブサイト上で詳細な情報を公開している。

9. 本法科大学院の長所と課題

〔長所〕

教員の採用や昇任に関する規則等を整備し、人事の透明性を高めるとともに、人事委員会のもとで中長期的な人事計画を策定することは可能となっており、近く退職が予定される教員の後任の採用人事の計画を立て、順次採用手続を進めている。

〔検討課題〕

2015年度の入学定員の削減に伴い、2019年度以降教員定員が削減されている状況下で、本法科大学院の教員には、本法科大学院の教育の充実が一段と要請されるとともに、近く導入される見込みである法学部法曹養成コースとの関係においても担当授業の増加が必要となるという厳しい課題の解決を求められており、カリキュラムの面だけでなく、教員組織の面からも、有限の人的組織をいかに有効に活用するかの検討が必要である。

教員定員の削減により退職者の後任者が採用されていない分野の教員の採用や、近く退職が予定される外国法分野の担当教員が築いてきた外国の諸機関とのネットワークの維持も喫緊の課題である。

第4章 学生の受け入れ

1. アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、公平性・開放性・多様性を重視し、「良心教育」「国際性」「高度の専門性」の3つを柱とする教育理念に基づいて、研究科として求める学生像に関するアドミッション・ポリシーを設定・公表している（第1章4.も参照）。本法科大学院は、このアドミッション・ポリシーに照らし、厳格な基準の下で入学者を選抜している。入学試験の概要は本法科大学院のホームページに掲載し、出願書類等をダウンロード可能とすると共に、紙媒体の入学試験要項（願書）を無料で配布している。

学内推薦制度は有しない。大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本法科大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本法科大学院が認めた者（いわゆる「飛び入学」）に対し、出願資格を認めている。具体的には下記の者としている。

- ① 2019年3月末において、大学在学期間が3年に達し、112単位以上を優秀な成績で修得する見込みの者。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。また、在学留学制度などを利用して別の大学に在学した期間は在学期間に算入することとし、この場合在学期間が3年を超える場合でも「飛び入学」を認めることがある。
- ② 外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと本研究科が認めた者。
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと本研究科が認めた者。

2. 入学者選抜方法

本法科大学院の法学既修者の認定あたっては、国家資格や検定試験等の成績のみによる法学既修者認定や一部科目単位免除は行っておらず、入学試験において課される法律科目試験において、各法律試験科目において設定された最低基準点を満たした科目のみ、単位を認定している。

2015年度入学試験においては、前年度と比較すると、次の点について入試制度の変更を行っている。

- ・入学定員を70名（法学未修者20名、法学既修者50名）に変更した。
- ・出願資格において、「法科大学院適性試験の成績が同試験総受験者の下位15%未満の者の出願資格を認めない」、「日本国内の法科大学院を修了し、「法務博士（専門職）」の学位を有する者には出願資格を認めない」としていたが、この条件を削除した。

なお、法科大学院適性試験については、選考方法において、「本学の設定する最低基準点に満たない場合は、不合格とする」とした。

- ・選考方法においては、提出書類をもとに具体的な成績評価の割合を明記した。
- ・入学試験における個人成績について、希望者に対する成績開示を行うこととした。
- ・後期日程のF方式で東京会場を増設した。
- ・本学法学部の早期卒業制度の要件に、本法科大学院の入学試験合格が加えられた。

同一年度内に2回の入学試験（前期日程、後期日程）を実施する点、前期日程において法学未修者につき社会人特別選抜入試、英語優秀者特別選抜入試を実施する点、前期日程において外国人留学生入試を実施する点には、変更はない。

続く2016年度入学試験においては、次の変更を実施している。

- ・前期日程のA方式で適性試験第4部の提出による受験を認めた。
- ・後期日程においても社会人特別選抜入試、英語優秀者特別選抜入試を実施した。
- ・2014年度入学試験の福岡試験会場に続き、地方試験会場として名古屋試験場を増設した。
- ・既修者認定のための法律科目試験について、憲法、民法、刑法の3科目を必須としつつ、他の2科目として「行政法・商法」受験型、及び「民訴法・刑訴法」受験型の2種類の選択肢を設けた。

2017年度入学試験においては、次の変更を実施している。

- ・法学既修者として合格し、本法科大学院への入学を予定している者を対象に、履修免除試験を実施する。この履修免除試験を受験し、一定の水準に達していると認められた場合は、それぞれの受験型で受験対象外となっている科目（「行政法・商法受験型」の場合は民事訴訟法及び刑事訴訟法、「民訴法・刑訴法受験型」の場合は行政法及び商法）に対応する法学未修者1年次及び2年次配当の「A群基礎科目（必修科目）」の授業科目について履修を免除する。
- ・2015年度から実施していた転入学試験は、当初は撤退する法科大学院に在籍する学生の受け皿となることを想定していたが、当初の趣旨からかけ離れた状況となったことに加え、入学者の質保証の観点からも問題があると考え、廃止した。

2018年度入学試験においては、次の変更を実施している。

- ・本学が設定する適性試験の最低基準点を出願開始前にホームページにおいて公表した。
- ・2015年度入学試験において増設した名古屋試験場について、出願者数及び受験者数の観点から、前期日程、後期日程ともに廃止した。

2019年度入学試験においては、次の変更を実施している。

- ・出願に際して法科大学院全国統一適性試験の成績等の提出は求めない。
- ・A方式（法学未修者一般入試）では、前期日程、後期日程ともに同試験第4部を利用した選考を取り止め、小論文試験受験による選考のみとする。
- ・B方式（社会人特別選抜入試）及びC方式（英語優秀者特別選抜入試）では、面接試験において、予め1000字程度の文章を読んだうえで読解力及び論理的思考力を有

しているかの観点からの質問を行う。

- 平成29年6月2日に「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」が公布されたことに伴い、D方式（法学既修者入試）の法律科目試験における民法では、平成29年法律第44号により改正された民法に準拠し出題するが、施行前であることに鑑み、現行法に基づいて解答がなされた場合でも、不利益に扱うことはしない。
- A方式（法学未修者一般入試）及びD方式（法学既修者入試）の試験会場については、前期日程では、京都、東京、福岡の3会場、後期日程では、京都会場のみで、それぞれ実施する。B方式（社会人特別選抜入試）及びC方式（英語優秀者特別選抜入試）については、前期日程、後期日程ともに京都会場のみで実施する。

2020年度入試においては、次の変更を実施している。

- 履修免除試験の受験科目の変更

それぞれの受験型で受験対象外となっている科目（「行政法・商法受験型」の場合は民事訴訟法及び刑事訴訟法、「民訴法・刑訴法受験型」の場合は行政法及び商法）の受験に加えて、前期日程（※）で法学既修者として合格した者には、基準点に満たなかった科目の受験も認める。これにより、一定の水準に達していると認められた場合は、当該科目に対応する法学未修者1年次及び2年次配当の「A群基礎科目（必修科目）」の授業科目について履修を免除する。

※入学試験後の約半年間の学修の成果を判定するという趣旨から、後期日程は対象外とする。

- 履修免除試験の試験時間及び試験時間割の変更

履修免除試験の受験科目の変更により、同試験の試験時間及び試験時間割は以下のとおりとする。

試験時間を60分から45分に変更する。

試験時間割を以下のとおりとする。

試験時間	時限	試験科目
10:00～10:45	1時限	行政法
11:15～12:00	2時限	商法
13:00～13:45	3時限	民事訴訟法
14:15～15:00	4時限	刑事訴訟法

※いずれか1科目のみの受験も可能である。

※受験した科目毎に一定の水準に達しているかを判断する。複数の科目を受験した場合であっても、一定の水準に達していると認められる科目に対応する授業科目のみ履修を免除する。

3. 多様な知識及び経験を有する者の選抜

2014年度入試より、従来の法学未修者入試に加えて、社会経験を有している者を対

象とした社会人特別選抜入試及び英語能力が優秀な者を対象とした英語優秀者特別選抜入試を実施し、その能力や経験等を適切に評価したうえで、多様な知識及び経験を有する者を積極的に受け入れている。

このように、本法科大学院では、法学部以外の学部・研究科の出身者や社会人（本法科大学院では、「入学時に大学（大学院等を含む。）卒業後3年以上経過している者」をいう。）も積極的に受け入れるとの方針の下、他学部出身者及び社会人の占める割合が3割以上となるよう努めている。入学者のうち法学部以外の学部・研究科の出身者及び社会人の占める割合は、2015年度は22.9%、2016年度は14.8%、2017年度は14.6%、2018年度は11.4%、2019年度は19.6%である。

4. 2019年度入学試験結果

2019年度入学試験結果（2019年4月入学者）は、以下のとおりである。

- 募集人数 70人（法学未修者20人、法学既修者50人を目安）
- 志願者数 218人（前期A方式40人、前期B方式2人、前期C方式2人、前期D方式94人、後期A方式22人、後期B方式1人、後期C方式1人、後期D方式46人）
- 受験者数 192人（前期A方式34人、前期B方式2人、前期C方式1人、前期D方式84人、後期A方式20人、後期B方式1人、後期C方式1人、後期D方式49人）
- 合格者数 96人（法学未修者21人、法学既修者75人）
追加合格は行っておらず、競争倍率2倍を遵守している。
- 入学者数 46人（法学未修者9人、法学既修者37人）

■入学者の内訳

		法学未修者	法学既修者	全体
入学者数		9	37	46
性別	男性	3	26	29
	女性	6	11	17
社会人		0	6	6
出身 学部	法学部	6	36	42
	法学部以外の文系	3	1	4
	理系	0	0	0
	その他	0	0	0
平均年齢		22.9	25.2	24.7

■入学者の出身大学

同志社大学	29	京都大学	3	関西大学	2	その他	12
-------	----	------	---	------	---	-----	----

前期日程

前期A方式：法学未修者一般入試（小論文と出願書類により審査）

前期B方式：法学未修者社会人特別選抜入試（社会経験を有する者を対象に，面接試験と出願書類により審査）

前期C方式：法学未修者英語優秀者特別入試（英語能力が優秀な者を対象に，面接試験と出願書類により審査）

前期D方式：法学既修者入試（法律科目試験と出願書類により審査）

後期日程

後期A方式：法学未修者一般入試（小論文と出願書類により審査）

後期B方式：法学未修者社会人特別選抜入試（社会経験を有する者を対象に，面接試験と出願書類により審査）

後期C方式：法学未修者英語優秀者特別入試（英語能力が優秀な者を対象に，面接試験と出願書類により審査）

後期D方式：法学既修者入試（法律科目試験と出願書類により審査）

〔2019年度外国人留学生入学試験結果〕

2019年度外国人留学生入学試験結果（2019年4月入学者）は，以下のとおりである。

- 募集人数 若干名
- 志願者数 0人（RA方式0人，RB方式0人）
- 受験者数 0人
- 合格者数 0人
- 入学者数 0人

RA方式：法学未修者入試（面接試験，小論文と出願書類により審査）

RB方式：法学既修者入試（法律科目試験と出願書類により審査）

5. 障がいのある受験生への対応

身体に障がいのある学生から受験の希望があった場合には，拡大版の六法の準備や試験時間の適正な延長など，これまでのところ全て対応することができている。現在，身体に障がいのある学生は在籍していないが，入学者がある場合，必要とされる学習支援をする用意がある。全学的な組織の学生支援センターが，障がい学生支援室を設けており，各学部・研究科と連携をとりながら障がいのある学生へのサポートを行っている。

6. 収容定員と在籍者数

本法科大学院の入学定員は、2009年度までは150人、2010年度より120人、2015年度より70人とし、2019年5月1日現在の在籍学生数は107人である。

入学者数が所定の入学定員と乖離しないようにするため、追加合格の制度を設けているが、2010年度入試以降は、実施していない。過去5年間の入学者数及び5月1日現在の在籍者数と休学者各数は、以下のとおりである。

年度	入学者数	入学定員に対する 入学者の割合	在籍者数 (うち休学者数)	収容定員	収容定員に対する 在籍者の割合
2015年度	70名	100.0%	143名(6名)	310名	46.1%
2016年度	54名	77.1%	152名(13名)	260名	58.4%
2017年度	48名	68.6%	142名(8名)	210名	67.6%
2018年度	44名	62.9%	122名(6名)	210名	58.1%
2019年度	46名	65.7%	107名(6名)	210名	50.1%

7. 実施体制

入学試験は、本法科大学院の専任教員の協力の下に実施されている。その中心となるのは、「司法研究科入試実行委員会」である。同委員会は、教授会で決定した次年度の入学試験要項に基づいて、当該入学試験の実施・運営に関する業務及び合否判定原案の検討に関する業務等を厳格に行っている。なお、同委員会は、研究科長、教務主任及び研究主任を中心に構成されている。

8. 本法科大学院の長所と検討課題

〔長所〕

入学定員の変更は、重大な決断であったが、適正な入試競争倍率を存続させるのと同時に、2Lや3Lの演習科目で1クラス10名程度の密な少人数教育をもたらした。2016年度においては、2Lの演習科目では1クラス当たり15名前後に復したことにより、議論の活発さが向上した。2019年度においても、状況は同じである。

〔検討課題〕

- (1) 法科大学院をとりまく環境を注視しながら、一定の学力を担保するために実質競争倍率2倍を超えるようにするための入試制度改革は、(4)で述べる「特別選抜枠」導入後においても、不可欠である。
- (2) 志願者数が激減している状況の中で、より多くの優秀な法曹となる資質を備えた学

生を選抜するため、学内外で一層広報活動を推進することが不可欠である。

- (3) 多様な知識及び経験を有する他学部出身者及び社会人を受け入れるための方策を検討するなどして、未修者コースを充実させる必要がある。社会人特別選抜入試、英語優秀者特別選抜入試については、今後とも地道に受験者確保に努めなければならない。
- (4) 法学部における「法曹コース」創設等への対応については、2018年に「法学未修者教育連携ワーキング・グループ」及び「カリキュラム改革等検討ワーキング・グループ」が設置され、関係する各種観点からの検討が精力的に行われ、「法曹コース」の学生を対象とする特別選抜枠の導入が決定されるとともに、同志社大学法学部及び西南学院大学法学部との間で各法曹養成連携協定が締結された。今後は、新制度のスムーズな実施のための取組が求められる。

第5章 学生支援

1. 相談・支援体制

学生の健康面については、本法科大学院のある建物内に保健センターがある。同センターは月曜日から金曜日までの定められた時間帯に診療を行っている。なお、同センターは学生健康診断も毎年1回実施している。

学生相談のための大学全体の組織として、カウンセリングセンターがある。本法科大学院の学生からの生活相談については、教務主任（学生担当）と、学生支援委員会が担当している。前述の指導教授や学生の希望する教員も適宜相談に応じており、事務室が相談に応じることもある。なお、相談を受けた場合は、学生のプライバシーに配慮しながら、学内の関係部課とも連携をとり、対応している。

2. ハラスメントへの対応

キャンパス・ハラスメントについては、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドライン」に従い、キャンパス・ハラスメント相談員（本法科大学院の専任教員1名も担当している）が配置されている。全学組織であるキャンパス・ハラスメント防止に関する委員会が、キャンパス・ハラスメントについての相談と調査、被害者の救済の方策、啓発活動などを行っている。特に、「キャンパス・ハラスメント防止のために」というタイトルでパンフレットを作成し、学生をはじめとする本学の全ての構成員に対して内規等を周知するとともに、キャンパス・ハラスメント防止のための啓発活動を行っている。

3. 経済的支援

本法科大学院独自に、授業料相当額給付制の奨学金制度（同志社大学大学院司法研究科奨学金）を設けており、2013年度入学生から新たに2年間の授業料相当額の給付を受けることのできる奨学金制度を新設した（第1類奨学金（法学既修者のみ））。その他、単年度の授業料相当額の給付を受けることのできる奨学金（第2類奨学金）や単年度の授業料相当額の半額の給付を受けることのできる奨学金（第3類奨学金）も存在する。

2019年度から、同志社大学大学院司法研究科修学支援奨学金を設けた。これは、2019年度から、従来行っていた学長決裁による授業料減免が取りやめとなったことによる授業料の増額を回避するために、司法研究科奨学金の給付対象とならないものに対して、授業料の補助給付（1単位あたり8000円）を行うものである。同様に、これらの給付対象者は1年度ごとに、司法研究科から推薦することとしている。

2019年度に第1類奨学金の給付を受けた者は29名、第2類奨学金の給付を受けた者は15名、第3類奨学金の給付を受けた者は10名であった。

また、学費の支弁に支障のある学生に対して授業料相当額を限度とする貸与奨学金制度

も設けている。この貸与奨学金は無利息であり、原則として希望者全員に貸与が可能ないように予算的措置を講じている。さらに、2012年度入学生より、本学出身者（3年次飛び入学者を含む）に対して入学後に入学金相当額を給付する「司法研究科特別支給奨学金」も設けている。2019年度にこの奨学金の給付を受けた者は、15名であった。

これらの奨学金制度は、入学試験要項や本法科大学院パンフレット、本法科大学院ウェブサイトにもその概要を掲載している。

奨学金をはじめとする学生生活の支援は、大学全体の組織である学生支援センターが行っている。

4. 障がいのある者への配慮

身体に障がいのある学生から受験の希望が出された場合には、これまでのところ全て希望に応じた対応をすることができている。現在身体に障がいのある学生は在籍していないが、入学者がある場合、必要とされる学習支援を行う用意がある。

施設面では、寒梅館内の本法科大学院に関係するエリアには、エレベータにより、教室のある2階、4階及び5階へ上がることが可能である。また、2階には車椅子に対応するための机を用意しており、必要に応じて施設部門との連携により、机を搬入することが可能である。自習室や図書室においても、段差のないバリアフリー設計となっており、トイレについても各階に1室ずつ車椅子に対応したトイレを設けている。

また、全学的な組織の学生支援センターでは、障がい学生支援室を設けており、各学部・研究科と連携をとりながら障がいのある学生へのサポートを行っている。

発達障害等のある学生については、全学的な組織として、カウンセリングセンター内に特別支援オフィスを設け、学生に対するサポートを行っている。

また、2014年度には発達障がい等があり困難を抱えている学生への対応について、カウンセリングセンターより臨床心理士を招いて研修を受けた。

2018年4月からは、障がい学生から配慮の申出があった場合に、障がいの内容によらず、カウンセリングセンター（特別支援オフィス）や障がい学生支援室のコーディネーターを仲介者として、本法科大学院と障がい学生及びコーディネーターの三者で授業・試験等の内容について合意した上で、その合意内容を文書化し、その内容につき研究科長が責任を持って担当する教員に対して履行するよう要請するという制度を設けている。

これにより障がい学生に対する学修上の配慮の内容をきめ細かなものとするとともに、その履行を十分に担保することができることとなった。

5. 休学者・退学者の管理

2017年度には、休学者13名（春学期8名、秋学期5名）、退学者7名、除籍者0名、2018年度には休学者14名（春学期6名、秋学期8名）、退学者7名、除籍者1名、2019年度には休学者11名（春学期6名、秋学期5名）、退学者1名、除籍者0名であつ

た。

学生から休学及び退学の相談や申し出があった場合には、学生担当の教務主任、指導教員らが学生の相談に応じ、学生にとって最善の選択ができるように助言している。また、休学と退学は教授会の承認事項として、教員全員が休学と退学の状況についての情報を共有している。

6. 進路に関する相談・支援体制及び把握体制

(1) 司法研究科就職支援チーム

司法試験に合格することが厳しい状況を迎える中で、学生のキャリア支援を強化するため、2009年10月に、本法科大学院に司法研究科就職支援チームを設置し、専属の担当者を配置して、法律事務所の採用情報収集、民間企業の法務職採用情報収集、修了生の就職先の開拓、交渉、就職相談対応等を行っている。求人開拓を行った企業は約100社以上にのぼる。また、司法研究科就職支援チームが中心となり、本法科大学院主催の就職関連のガイダンスとして、公務員ガイダンスや、企業内法務担当者との交流会を毎年実施している。今年度は、9月20日に10社以上の参加する「企業内法務実務家との交流会」を行った。また、11月27日に3社の個別就職説明及び人材紹介エージェントの個別案内を含む就職説明会を行った。(また、司法試験後間もない時期に、司法試験受験者に向けて、3法律事務所とインハウスへの需要を持つ2社による就職懇談会を行った。)

司法研究科就職支援チームの設置後約9年間で計238名、延べ1,069回の相談があり、うち113名の就職が決定(内定を含む)している(司法試験合格者も含む)。就職先は一般企業や官庁など多方面に及んでいる。

(2) 就職支援

2007年度から、希望する司法試験に合格した修了生から自己紹介書の提出を受け、同志社法人内諸学校出身の法曹からなる「同志社法曹会」に情報を提供している。また、大学主催で行われる企業との就職懇談会(大阪)に就職委員が参加して、法務部等への採用の働きかけをしている。企業等からの求人募集や就職説明会の案内があった場合には、掲示等により学生に周知している。さらに、企業等から就職関係説明会の開催などの申し入れがあった場合には、会場を提供するなどをして積極的に対応している。

本法科大学院修了生の組織である「寒梅会」や実務家教員の協力を得て、適時、就職説明会や就職座談会、講演会等を開催するなど、学生の法曹としてのキャリア設計を促す機会も設けている。

2014年度からは、H群実務関連科目の「エクスターンシップ」において、企業の法務部門で研修を行うクラスを新たに設け、また、2015年度からは、四日市市において、自治体の法務部門でも研修が実施できるようになった。2016年度は、企業の法務部門への希望者はおらず、自治体の法務部門で1名が、2017年度は、企業の法務部門4社

で4名が、自治体の法務部門で1名が、2018年度は、企業の法務部門6社で6名が、自治体の法務部門で1名が、2019年度は、自治体への希望者はおらず、企業の法務部門2社で2名がそれぞれ研修を行った。

このほか、明治大学を中心とする12大学の法科大学院と共同で、2007年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに採択された「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」プロジェクトに取り組んだ結果、ウェブサイトは、2008年5月から本格的に稼働し、6月中旬からは求人情報が公開され、本法科大学院修了生、在生も利用している。《「ジュリナビ」ウェブサイト [https://www.jurinavi.com/] 参照》

(3) サーティフィケーション・システム

修了生が就職活動を少しでも有利に展開できるように、修了時における成績やその専門的能力に基づいて、次の基準により成績優秀者等に証明書を発行している。

- ① 全科目の総合成績GPA20%以内の該当者に「極めて優秀」もしくは「優秀であることを示す証明書。
- ② 本法科大学院が定める特定の展開・先端科目等の専門分野のGPA3.3以上の該当者に「極めて優秀」もしくは「優秀」であることを示す証明書。
- ③ 修了時における総合成績順位を示す証明書。

7. 本法科大学院の長所と検討課題

〔長所〕

- (1) 司法試験の不合格者等の進路には厳しいものがある状況の中で、就職支援チームを中心に学生を進路を切り拓く活動が強化されてきており、また同チームに対する学生の信頼も強まってきている。また、企業法務・自治体法務職への進路も視野に入れた説明会が定着しつつあり、その方面に進む修了生も増えてきている。
- (2) H群実務関連科目の「エクスターンシップ」について、企業の法務部門で研修を行うクラスを新たに設けた。2015年度からは、自治体の法務部門でも研修を行うことができるように派遣先を拡充した。
- (3) 企業・自治体法務に関する就職説明会についての充実が課題であったが、参加企業や参加意思を表明している企業が徐々に増加している。

〔検討課題〕

- (1) 企業・自治体法務に関する説明会についてはさらに充実させ、学生の需要に対応できるように対象となる企業や地方自治体を更に増やす必要がある。
- (2) 学生が法曹としての進路あるいはそれ以外の進路についてしっかりとの方針を持って勉学に励むよう、あるいは法曹としての素養や社会人としての常識等を身につけるよう指導を強めることが求められる。

第6章 教育研究等環境

1. 教育形態に即した施設・設備

本法科大学院の諸施設は、寒梅館の2階、4階及び5階に配置されている。

〔寒梅館2階〕

寒梅館2階には、講義用教室3室（50名収容、76名収容、118名収容）、演習用教室4室（各30名収容）及び模擬法廷兼用教室1室（50名収容）の8室がある。

講義用教室及び演習用教室は、法科大学院の授業を考慮し、学生席は教卓を中心に馬蹄形ないし扇形に配置している。本学の教室は全て教務部が一括管理しており、寒梅館の教室も例外ではないが、上記の教室は本法科大学院の授業のために優先的に使用することが認められている。本法科大学院が使用しない時間帯における臨時的な使用を除き、上記の教室で、他学部・他研究科の授業等を行われていない。教室には、固定式のプロジェクターも設置している（模擬法廷兼用教室を除く）。模擬法廷兼用教室には、法廷シーンの撮影設備を設置している。

〔寒梅館4階・5階〕

寒梅館の4階・5階は、本法科大学院の専用フロアであり、本法科大学院が管理・運営を行っている。

4階には、司法研究科事務室、図書室、情報検索室、学生自習室、学生共同研究室、学生用ラウンジがある。学生はLANを使うことにより、学生自習室等から図書室所蔵の図書の検索やオンライン・データベースの利用が可能である。

5階には、教員用個人研究室（31室：専任教員・みなし専任教員・客員教員・派遣裁判官・派遣検察官等が使用）、教員用ラウンジ、講師控室、客員教員室、面談室、教員共同研究室、研究科長室兼応接室、就職支援チーム室、教材印刷室、教員・学生交流ラウンジ、セミナー室（2室）、学生共同研究室、学生談話室、学生自習室がある。

教員と学生の面談は、面談室のほか、教員個人研究室、研究科長室兼応接室、教員・学生交流ラウンジで行うこともできる。

2. 自習スペース

4階・5階の学生自習室には383台のキャレルを設置しており、学生は、1人1台のキャレルを固定席として休・祝日を問わず24時間利用することが可能である。

さらに、学生数に対してキャレル数に余裕があるため、司法試験準備のためにキャレルの使用を希望する修了生には、「司法試験準備生」という制度を設けて、一定の利用料を徴収し、自習室のキャレルを固定席として使用することを認めている。

上記自習室に加えて、学生へのアンケート調査での意見をもとに、2019年度に新た

に共用答案作成室及び共用自主ゼミ室を設けた。具体的には、時間を計って答案を作成する目的で共用答案作成室として、寒梅館2階の演習室を一室、金曜日6講時以降、日曜日の21:40まで使用することができる。また、グループ学習等のゼミ目的で使用するための共用自主ゼミ室として、寒梅館5階のセミナー室一室を共用起案室と同様に学生が利用できるようにした。

3. 障がいのある者への配慮

寒梅館内の本法科大学院に係るエリアには、エレベータにより教室のある2階、4階及び5階へ上がることが可能である。また、2階には車椅子に対応するための机を用意しており、必要に応じて施設部門との連携により、机を搬入することが可能である。自習室や図書室においても、段差のないバリアフリー設計となっており、トイレについても各階に1室ずつ車椅子に対応したトイレを設けている。

4. 情報関連設備及び教育研究に資する人的支援体制

教室、学生自習室等には、無線LANが整備されているほか、全ての席にPC用情報コンセントと電源コンセントが備えられている。教員用個人研究室、講師控室、客員教員室、面談室にも、PC用情報コンセントが備えられている。

教員は、同志社大学の学修支援システム「DUE T」及びe-learning システムである「e-class」を利用することにより、ネットワークを通じて学生に連絡事項を伝えたり、授業の教材を配付したりすることができる。また、学生による効率的な自習を可能にするため、TKC社提供の「法科大学院教育研究支援システム」も導入している。

教育活動を支援する体制として、ティーチング・アシスタント（TA）制度がある。本制度では、授業教材の準備・授業運営補助等の教育補助業務者として、本法科大学院在学学生又は法学研究科の学生をTAに任用することができる。また、TAと比較して担当できる業務に制限があるが、スチューデント・アシスタント（SA）を任用することも可能である。研究活動の支援体制としては、全学の研究支援組織として研究開発推進機構が設置されている。研究活動の支援については、同組織が全て対応するが、事務室内にも研究室業務を担当する職員を配置している。

5. 図書室

図書室及び情報検索室は、本法科大学院専用である。図書室の座席数は72席、図書室に隣接した情報検索室の座席数は20席である。

〔図書室の職員〕

図書室は、2020年1月31日現在で、5名が閲覧サービス業務を交代で担当している（学外業者への業務委託）。全員が、司書資格を有する者であり、開室時間中は常時専任

格者が窓口において対応できるようにしている。情報検索応用能力試験２級（サーチャー）や初級システム・アドミニストレータの保有者もいる。また、担当者は研修会や講習会等に積極的に参加し、法情報調査能力の向上に努めている。

〔図書及び資料の所蔵〕

本法科大学院の図書及び資料の所蔵状況は、２０２０年１月３１日現在で、図書約２２，９７５冊（内外国書３，６８８冊）、逐次刊行物約３５９種、視聴覚資料（憲法教材ビデオ１５点・アメリカ法参考DVD１７点・辞典CD-ROM等）、オンライン・データベース９種（LLI判例秘書アカデミック版、TKCローライブラリー、D1-Law.com、Westlaw Next、Westlaw Japan、Lexis Advance、Hein online、Beck-online、Juris online）である。学生は、LLIオンライン、TKCローライブラリーを含む複数のオンライン・データベースに自宅からもアクセスすることが可能である。

本法科大学院では、研究教育環境委員会を設置し、教員の教育・研究及び学生の学習に必要な図書及び資料を整備するための予算や図書購入の内容等について検討、決定している。また、各教員が、随時、図書室に所蔵すべき図書及び資料を選別し、購入を求めることができる体制も採っている。

専任教員以外の派遣裁判官・派遣検察官についても、図書購入を希望することができる。図書収集等の担当職員は、各教員に対して、新刊図書のリストなど、図書室に所蔵すべき図書及び資料の選別に必要な資料を定期的に提供し、図書購入に関しては、学生からのリクエストも受け付けている。

図書・資料を適切に管理、維持するため、年に１回、蔵書の総点検を実施するとともに、日常的にも点検し、再製本、修理等が必要な場合には、直ちに対応している。開架方式であるため、図書等の配置が正常であるか等の点検も日常業務に組み入れている。また、図書の無断持ち出しを防ぐためBDS（入退館管理システム）も設置している。

〔教員・学生への支援業務〕

図書室・情報検索室の開室時間は、全学長期一斉休暇期間（８月，１２月，１月）を除き、毎日開室している。

授業がある期間の開室時間は、月曜日～金曜日は８：４５～２２：００、土曜日は８：４５～１８：００、日曜日は９時～１８時である。授業の開始時間は９時であり、原則として最終講時は２１：４０、土曜日は１６：２５までであり、授業開始前及び最終授業終了後の図書室・情報検索室の利用が可能となっている。

図書室には、開室時間中、レファレンス対応能力のある職員が常駐し、図書の貸出・返却はもちろん、文献・資料の所蔵調査や判例検索、キーワードからの文献情報検索等を短時間で行える体制を確立している。また、改訂版が出た場合には、旧版に目印を貼付するなど、利用に便利なサービスを行っている。

教員に対しては、メールや電話でのレファレンスにも応じている。また、新着雑誌については、申請のある教員に対して10点（本法科大学院所蔵以外の雑誌も含む。）までコンテンツサービス（雑誌目次情報の提供）も行っている。また、新着図書のリストを毎週掲示板に掲示し、情報誌（「データベース紹介」、「図書室だより」等）を発行するなど、学生・教員に対して有用な情報を提供している。

また、PC15台（内蔵書検索用、CD-ROM閲覧用各1台）とプリンタ1台、コピー機3台を図書室に、PC5台とプリンタ1台を情報検索室に設置している。教員、学生が機器類を操作する際の支援のため、メディア・サポーターが定期的に待機している。

6. 専任教員の教育研究環境

〔担当単位数〕

専任教員は適切な教育の準備及び研究に専念できるよう、翌年度の開講準備の際に、本法科大学院以外の本学他学部・他研究科での授業負担の予定と他大学での授業負担の予定を調査し、本法科大学での担当授業とあわせて年間30単位を超えないように留意している。専任教員の担当単位数は、以下の表1、2のとおりであり、30単位以上授業を担当している教員は、存在していない。

表1、2

年度 \ 単位	2015	2016	2017	2018	2019
20未満	20	11	16	20	8
20以上25未満	8	12	7	5	12
25以上30未満	3	1	2	0	3
30以上	0	0	0	0	0
計	31	24	25	25	23

*みなし専任は除く。

年度 \ 単位	2015	2016	2017	2018	2019
20未満	17	11	16	19	6
20以上25未満	11	12	7	6	13
25以上30未満	3	1	2	0	4
30以上	0	0	0	0	0
計	31	24	25	25	23

*みなし専任は除く。

〔個人研究室〕

教員用個人研究室（18.4～22.5㎡）は、教室及び自習室がある寒梅館の5階にある。同じ階には学生との面談室もあり、学生からの個別相談も受けやすい配置となっている。研究室には、執務用机、長机、学生対応用椅子、書架が標準仕様として備え付けられている。必要に応じて書架を増設することも可能であり、PCやプリンタ等、教育・研究に必要な機器については個人研究費で購入することも可能である。

〔在外研究・国内研究〕

本法科大学院の専任教員（みなし専任教員、任期付教員は除く）は、「同志社在外研究員規程」、「同志社大学在外研究員内規」、「同志社大学国内研究員規程」に基づいて、在外研究や国内研究を申請することができる。2017年度～2019年度にかけての在外研究者・国内研究者は以下のとおりである。

表3

研究専念期間利用実績		
	研究専念期間	滞在先
高橋 宏司	2016年8月22日～2017年8月20日	国際連合法務部国際商取引法課 (オーストリア)
COLIN P. A. JONES	2017年10月1日～2018年9月30日	グアム大学 (アメリカ)

〔個人研究費〕

すべての専任教員に個人研究費（年間49万円）が配分されている。ただし、本研究費については、新任教員は着任時、それ以外の教員は毎年11月末までに交付申請手続きをする必要がある。また、個人研究費の交付を受けた場合、翌年3月末までに研究経過・成果報告書の提出が必要である。個人研究費以外には、本学を会場校として開催する学会への補助である学会補助金や専任教員が専門分野に関する著作を出版する場合の刊行費の一部助成をする研究成果刊行助成などもある。

7. 本法科大学院の長所と検討課題

〔長所〕

学生自習室は24時間利用可能であり、学生には一人一台のキャレルが用意されている等、現在も適切な学習環境が整っている。それに加えて、今年度、新たに整備した共同起案室と共同自主ゼミ室については、学生からの要望に応えたものであり、利用する学生の意見を取り上げ、今後も学習環境の向上が望まれる場合は、必要に応じて整備していき

い。

〔検討課題〕

今後、学生定員及び教員定員の削減により余裕が出てくるスペースについて、有効的に活用できるよう検討・整備が必要である。

第7章 管理運営

1. 管理運営体制等

(1) 法科大学院の管理運営に関する規程等の整備

「同志社大学専門職大学院学則」第46条第1項に基づき、本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する教員組織として、司法研究科教授会（以下「教授会」という。）が置かれている。教授会の組織及び運営に関する事項は、同学則第46条第4項の委任に基づき、「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」に定められている。教授会の構成員は、本法科大学院の専任教員のほか、特別客員教授も含む。教授会には、事務職員（事務長・係長）も陪席する。

「同志社大学専門職大学院学則」第47条に基づき、本法科大学院には、司法研究科長が置かれている。

「司法研究科教授会規則」第3条第5項（「研究科長は、必要に応じて構成員以外の教員を教授会に出席させることができる。ただし、この教員は議決には参加できない。」）に基づき、みなし専任教員に対しても教授会の開催を通知している。欠席したみなし専任教員には、当日配付された資料を手元に届けている。

(2) 管理運営に関する重要事項についての法科大学院固有の専任教員組織の決定の尊重

執行部は、規則に明文化されてはいないが、当研究科において慣例上確立された組織であり、「司法研究科役職者に関する内規」に定められた役職者（研究科長、副研究科長（主任の1名が兼任）、教務主任4名、研究主任1名）によって構成されている。執行部は毎週水曜日に定例会議を開催し、教育研究活動に関する事項全般についてその方針を策定の上、教授会へ報告・提案している。事務長、係長が必要な資料等を用意して執行部定例会議に陪席し、同会議の運営を支えている。

執行部の報告・提案に対し、教授会が承認を与えることにより、管理運営を行う。教授会の定例会議は、月1～2回であり、他に、臨時会議を開催することがある。

みなし専任教員を含む全ての専任教員は教育推進会議の構成員であり、教育課程の編成については、この会議でも懇談している。

教授会、嘱託教員を含む教育推進会議において、本法科大学院の教育活動等に関わる教員は自由に意見を述べることができ、教育課程の編成等について責任を分担している。但し、みなし専任教員は、教員の人事案件等について投票権は認められていない。

本学の部長会は、学長、副学長、各学部長・研究科長、センター所長及び図書館長等で構成される、本学の運営に関する重要事項を審議する機関である。学則改正を伴う教育課程の改正、教員の採用人事・昇任人事等については、この部長会での審議を経て学長が決定する事項であるが、同会では、各学部・研究科の教育・研究活動に関する重要事項について、各教授会における審議内容が尊重されている。本法科大学院の教育方法、成績評価、

修了認定、入学者選抜といった、法科大学院の独自性の強い項目についても、本法科大学院の教授会の審議内容が尊重されている。学位授与に関する事項は全学的機関である研究科長会の審議事項であるが、ここでも、各研究科教授会の審議内容が尊重されている。

2. 法科大学院固有の専任教員組織の長の任免

「同志社大学専門職大学院学則」第47条に基づき、本法科大学院には、司法研究科長が置かれている。研究科長は、「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」に基づいて、教授会の場において専任教員から無記名投票によって選出される。任期は1年である。研究科長は教授会を招集し、主宰する。

3. 関係学部・研究科等との連携

本法科大学院には、法学部連携委員会が設置されており、法学部との連携が行われている。

本法科大学院は独立研究科であるが、同志社大学において学問分野を同じくする法学部・法学研究科との教育・研究上の連携を図りながら教育内容等の充実に努めるために、同学部・研究科の執行部と適宜、相互の連携について協議を重ねている。特に、法学部の課外講座である法職講座において、本法科大学院の教員や在学生、修了生が講師となり、法学部生に対して学習サポート、法科大学院の教育内容や入試の案内、法律に関する職業の紹介等を行うとともに、法科大学院進学希望者を対象とした法学部科目を本法科大学院の教員が担当し、法学部生に対する教育に本法科大学院の教員も積極的に携わっている。

また、2014年度からは本学法学部の早期卒業制度が本法科大学院への進学にも利用できるようになり、こうした本学法学部との連携に基づく一貫教育プログラムに関する取組は現在に至るまで継続されている。この実績を踏まえて、2019年12月18日付で、本法科大学院は、本学法学部との間で、法曹養成連携協定を締結した。この協定は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第6条の規定に基づくものであり、法科大学院と連携した教育課程を編成する法曹コースを法学部に設置することにより、法学部を早期卒業し、特別選抜入試により法科大学院の既修者コースへ進学することを可能にするものである。なお、この点について、第4章を参照されたい。

全学的には、本法科大学院執行部の各主任が定例の各種全学委員会等に出席し、他の部局一般と、教育・研究上の連携を図っている。

なお、人事的連携については、法学部教員から本法科大学院教員への移籍任用にかかる「法学部教員の司法研究科への移籍に関する特則」を「司法研究科人事委員会規則」に置いている。

4. 財政基盤の確保

本学の予算は、毎年度、全学諸機関の長で構成する予算委員会及び大学評議会での審議

を経て学長が決定する。本法科大学院における教育活動等の予算も、他学部・他研究科と共にこの会議で審議されている。

教員の「個人研究費」、教員用の学術資料購入経費（「研究室学術資料費」）、学生用の学術資料購入経費（「大学院学術資料費」）、本法科大学院教育の運営経費（「大学院教学充実費」）、学生の資料印刷補助経費（「大学院学生印刷費補助」）等は所定の積算基準により算定されるが、本法科大学院の教育活動を適切に実施するため、「大学院教学充実費」については特別加算が行われている。また、毎年度、本法科大学院の教育活動等に関する特別予算措置が認められており、2018年度に続き、2019年度も、通常の経費以外に特定事業経費が承認されている。

本法科大学院は、「大学院教学充実費」から、授業教材の無料配付、法科大学院生教育研究賠償責任保険の保険料全額大学負担、エクスターンシップ研修料の一部大学負担等の支出も行っている。

本法科大学院の運営に係る財政上の事項については、各研究科長も構成員である予算委員会、学長、副学長、各学部長・研究科長、各学部等で選出された教員で構成される大学評議会での審議を経て学長が決定するが、本法科大学院の意見を聴取する機会が設けられている。具体的には、大学全体の予算策定に当たり、毎年、本法科大学院から必要な予算を要求している。また、研究科長は、大学執行部に対して本法科大学院の運営に係る財政上の事項に関する意見を口頭あるいは文書で上申できる。

5. 特色ある取組み

本法科大学院には各種委員会が設置されており、管理運営の実務を担っている。それらは、教育推進委員会、企画・広報委員会、海外留学・国際交流促進委員会、研究教育環境委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会、教育課程連携協議会、法学未修者教育連携ワーキング・グループ、学生支援委員会、人事委員会、学習支援委員会、職域等拡大・就職支援委員会、司法研究科クレーム・コミッティ、法教育拡大委員会、継続教育委員会、法学部連携委員会、カリキュラム改革等検討ワーキング・グループである。

専任教員は、いずれかの委員を担当することとし、執行部及び他の委員会との連携を図りながら、それぞれの分掌事項の企画、検討、処理を行っている。

2012年に制定された司法研究科の内規である「司法研究科教育推進委員会規則」5条1項は、「委員長（＝教育推進委員会委員長）は、幅広い意見を聴取するため、非常勤講師を含む司法研究科教員を構成員とする教育推進会議を開催することができる。」と規定しており、管理運営のうち、特に、教育の推進・教育基盤の整備充実については、教育推進会議非常勤講師からの意見を聴取することが可能になっている。

本法科大学院の管理運営のための事務体制として、司法研究科事務室を設置している。専任職員は、事務長、庶務・教務係長及び係員2名であり、入試実施を含む教務事務全般、教員・学生との対応、他部課との連絡・調整業務等を担当し、必要に応じて本法科大学院

内の各種委員会の会議にも陪席している。

専任職員以外の職員は、教員の個名研究費支出に係る事務処理等を担当する者1名、本法科大学院図書室の図書資料受入関係業務等を担当する者1名、各種伝票処理等の庶務業務を担当する者1名、簡易な内容の学生対応や教材印刷等を担当する者4名、国際交流関係業務を担当する者1名である。

専任職員は、「同志社大学職員研修内規」による研修制度に参加し、職員としての能力向上に努めている。また、専任職員は、原則として毎週1回会議を開き、連絡、調整、意見交換を行う等、本法科大学院の管理運営が適切に行われるように努めている。

6. 本法科大学院の長所と検討課題

〔長所〕

- (1) 2018年度第4回教授会（2018年5月23日開催）から、教授会での配布資料のうち、人事案件等の回収資料を除く資料がオンライン・データで事前に各専任教員に送付されるようになった。具体的には、学内の webdisk 上に資料がアップロードされ、各教員がログインして電子化された資料を閲覧することとなった。但し、紙媒体での資料配布を希望する教員のために、一定数の紙媒体資料も用意されている。
- (2) 法学部連携委員会は、法学部の法職委員と協力して、法学部との連携の強化に向けて検討を重ね、前述のように法学部との間で法曹養成連携協定を締結した。また、「法曹コース」設置の動きに伴い、「カリキュラム改革等検討ワーキング・グループ」と「法学未修者教育連携ワーキング・グループ」を設置して、準備を進めている。研究教育環境委員会は、大学当局から予算の削減を強く求められる中で、オンライン・データベースや加除式図書の整理やより安価な媒体への移行の検討を進めている。
- (3) 公益財団法人トラスト未来フォーラムの寄付による寄付講座「信託法」が2017年度から開設されたことが、財政基盤の改善に寄与したと言える。

〔検討課題〕

執行部を中心とした運営体制は、日常の迅速な対応に資するが、他面、執行部メンバーの負担が過重になりがちな面を否定できない。特に、法曹コースの設置の動きなど、法科大学院に関する体制の変革期である現在、執行部の業務負担が過重となり、隅々まで目が行き届かない状況となっている。そこで、各種委員会（とりわけ、教育推進委員会、学習支援委員会、入試・広報委員会（旧称：企画・広報委員会）、海外留学・国際交流促進委員会、職域等拡大・就職支援委員会）が、従来、執行部が担ってきた業務のうちのある程度の部分を分担する方向での検討が始められたところである。

第8章 点検・評価等

1. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価のための組織体制の整備と自己点検・評価の実施

本法科大学院における教育活動等の点検・評価については、学校教育法109条1項に基づき、本法科大学院内に常設の委員会として専任教員から成る自己点検・評価委員会を設けて、毎年度、所定の評価項目及び方法に基づく自己点検・評価を実施している。

また、第三者による客観的、多角的視点からの検証を加えるため、2007年度から、司法研究科自己点検・評価委員会の特別委員として、法律実務に従事し法科大学院の教育に関し広く高い識見を有する者を含む学外者2名に委嘱している。

さらに、2012年度より特別顧問制度を設けて、外部の有識者2名を委嘱して、より積極的な自己評価に役立ててきた。

(2) 自己点検・評価の結果の公表

本法科大学院は、これまで自己点検・評価の結果を本法科大学院のウェブサイト等で公表してきた。

これまで公表された自己点検・評価報告書は、以下の通りである。

- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現況』
（自己点検評価の対象期間は、2004年4月～2007年1月）（2007年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書2007年2月～2009年3月—』（2009年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書2009年4月～2010年3月—』（2010年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書2010年4月～2011年3月—』（2011年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書2011年4月～2012年3月—』（2012年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書2012年4月～2013年3月—』（2013年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書2013年4月～2014年3月—』（2014年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書2014年4月～2015年3月—』（2015年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書2015年4月～2016年3月—』（2016年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題

—自己点検・評価報告書2016年4月～2017年3月—』(2017年3月)

—自己点検・評価報告書2017年4月～2018年3月—』(2018年3月)

—自己点検・評価報告書2018年4月～2019年3月—』(2019年3月)

(3) 評価結果等に基づく改善・向上

① 自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムの整備

本法科大学院は、毎年度、司法研究科自己点検・評価委員会の特別委員として委嘱した学外者2名と合同の自己点検・評価委員会を開催し、特別委員と率直な意見交換を行っている。特別委員にはその際、口頭で意見を述べてもらうほか、上記の意見交換を踏まえた意見書を後日提出してもらっている。

上記の特別委員からの意見・提言については、その対応を含めて司法研究科自己点検・評価委員会で検討すると共に、自己点検・評価報告書を司法研究会教授会に提出し、教授会で報告している。

また、2012年度より特別顧問制度を設けて、外部の有識者2名を委嘱して、より積極的な自己評価に役立ててきた。しかし、2019年4月1日施行の改正学校教育法及び専門職大学院設置基準の一部改正により、専門職大学院に「教育課程連携協議会」を設置することが義務づけられることとなったため、現在の特別顧問の任期である2018年9月30日をもって、この特別顧問の制度を廃止し、新たに教育課程連携協議会を設置する旨を教授会で決定した。

② 自己点検・評価の結果及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

自己点検・評価報告書については、前述のように、教授会で報告され、学内の改革に反映されるように努めている。

また、特別委員からの意見・提言については、その対応を含めて司法研究科自己点検・評価委員会で検討すると共に、研究科内の改革に反映されるように努めている。

本法科大学院は、独立行政法人大学評価・学位授与機構(2016年4月からは大学改革支援・学位授与機構、以下「機構」という。)による認証評価を受けるために2008年6月に『法科大学院認証評価 自己評価書』を機構に提出したが「再評価」試験を実施していることを理由として「不適合」との評価を受けた。しかし、2009年6月に追評価申請を行い、2010年3月には「適合」の評価を受けた。

なお、機構の基準ないし解釈指針の改定に伴い、2011年1月12日の教授会において、「司法研究科自己点検・評価委員会規則」を改正した。改正内容は、自己点検・評価項目として第11章(自己点検及び評価等)を旧第9章(管理運営等)から独立させ、あわせて、上記の報告書の作成を毎年行うべき旨規則に明記したものである。

本法科大学院は、2013年度に、機構による2回目の認証評価を受けた。2013年6月に『法科大学院認証評価 自己評価書』を同機構に提出し、同年10月に訪問調査を受けた。これについては「適合」の評価を受けた。

2018年度に、公益財団法人大学基準協会（以下「協会」という。）による3回目の認証評価を受けた。2018年3月に『法科大学院認証評価 点検・評価報告書』を協会に提出し、同年10月に訪問調査を受けた。これについては「適合」の評価を受けた。但し、その際、2つの意見がつけられた。第1に、修了要件単位数に占める法律基本科目の割合が最大66.7%に達する可能性がある点につき、高い割合だとして改善が望まれるとされた。第2に、学外からの要請による情報公開のための規程がない点について、改善が望まれるとされた。第1点に関しては、もちろん、文部科学省告示第53号第5条2項に基づく留意事項「修得すべき法律基本科目の単位数の比率に関しては、60%程度とし、70%を上回らないものとする。」には適合しているのではあるが、本法科大学院は、このような意見があったことを踏まえ、カリキュラム改革を行い、必修科目の一部を選択科目とした（第2章参照）。これにより、修了要件単位数に占める法律基本科目の割合は最大64.6%となった。また、第2点に関しては、2019年12月11日開催の2019年度第12回教授会にて、「司法研究科の情報公開に関する規則」を制定した。

③ 特色ある取組み

前述のように、本法科大学院は、毎年度、司法研究科自己点検・評価委員会の特別委員として委嘱した学外者2名と合同の自己点検・評価委員会を開催し、特別委員と率直な意見交換を行ったうえ、後日、特別委員にこの意見交換を踏まえた意見書の提出を求めている。この学外の特別委員の任期は2年であり、慣例により2期委嘱している。特別委員の役割に一定程度の継続性をもたせることによって、前年に述べた意見への対応がきちんとなされているか、学外の第三者の目で検証がなされている。また、特別委員が任期制であることによって、特別委員とのなれ合いが生じることを予防し、絶えず新鮮な目で検証がなされることを可能にしている。

2. 情報公開・説明責任

(1) 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況についての情報公開

本法科大学院及び同志社大学、学校法人同志社では、教育活動等の状況について、毎年度、印刷物の刊行やウェブサイトに掲載することにより、受験生のみならず社会一般に広く周知を図れるよう、積極的に情報を提供している。その主な内容は、以下のとおりである。

[印刷物の刊行]

- ① 「同志社大学法科大学院パンフレット2019」：本法科大学院の特色、人材養成指針、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、カ

リキュラム及び開講科目，履修モデル，教員紹介，学習環境，奨学金制度の概要，入学試験の概要，学生納付金等が掲載されている。

- ② 「司法研究科英文パンフレット」
- ③ 「同志社大学大学院・専門職大学院案内2019」
- ④ 「同志社大学大学案内2019」
- ⑤ 「同志社大学基礎データ集2017」
- ⑥ 「ファクトブック同志社2017」
- ⑦ 「学校法人同志社事業報告書2017」

〔ウェブサイトへの掲載〕

- ① 本法科大学院ウェブサイト [<http://law-school.doshisha.ac.jp/index.html>]：本法科大学院の概要，カリキュラム，教員紹介，在学生・司法試験合格者の声，入試情報，自己点検・評価報告書等が掲載されている。
- ② 同志社大学ウェブサイト [<http://www.doshisha.ac.jp/>]：本法科大学院ウェブサイトのほか，大学全体のウェブサイトにおいて以下の情報が公開されている。
 - ア 大学院学則，専門職大学院学則，法科大学院学則，大学院一般内規
[http://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/school_regulation.html]
 - イ 成績評価結果の公表 [<http://duet.doshisha.ac.jp/info/gpaindex.jsp>]
 - ウ 奨学金制度 [<http://www.doshisha.ac.jp/scholarships/guide/guide.html>]
 - エ 「大学基礎データ集」（沿革，組織図，学生数，入学試験，学生異動，修了者数，奨学金の給付及び貸与状況等）
[http://www.doshisha.ac.jp/information/overview/basic_data/new.html]

	ウェブサイト	パンフレット	大学院案内
(1) 教育研究上の目的に関すること	○	○	○
(2) 教育上研究上の基本組織に関すること	○	○	○
(3) 教員組織，教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	○	○	
(4) 学生の受け入れ方針及び入学者数，収容定員及び在籍学生数，修了者数並びに進路等の状況に関すること	○	○	○
(5) 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	○	○	
(6) 学習成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること	○		
(7) 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	○	○	○
(8) 授業料，入学料その他の徴収する費用に関すること	○	○	○
(9) 学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	○	○	

専任教員については、担当科目，略歴，最近5年間の研究上の業績を含む主要な研究業績，学外での公的活動や社会貢献活動を本法科大学院ウェブサイトで公表している。兼任教員，兼任教員についても，担当科目，略歴にとどまらず，主な業績，社会活動歴，著書等をウェブサイトで公表するようにしている。また，本法科大学院のパンフレットにおいても，専任教員，兼任教員，兼任教員の略歴と社会貢献活動を紹介している。

(2) 情報公開のための規程及び体制の整備

本法科大学院は，従前，機構によって認証評価を受けてきた。機構の「法科大学院評価基準要綱」には，「11-2 情報の公表」として，情報公開につき，詳細かつ具体的な規定が置かれており，本法科大学院はそれに従って情報公開を行ってきた。また，前述のように（本章1（3）②参照），2018年度に実施された協会による3回目の認証評価にお

いて付された意見に対応して、2019年12月11日開催の2019年度第12回教授会にて、「司法研究科の情報公開に関する規則」を制定した。

(3) 現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。

前述のように、本法科大学院は、これまで、機構によって認証評価を受けてきたが、その際、機構の「法科大学院評価基準要綱」「11-2 情報の公表」に従って情報公開を行ってきた。前々回の認証評価で2014年3月に「適合」の評価を受けた後、前回の協会による認証評価でも2019年3月に「適合」の評価を受けており、説明責任の役割を適切に果たしていると言える。

(4) 特色ある取組み

情報公開については、以上に述べた取組みのほか、本法科大学院の教員が雑誌への寄稿を通じて情報公開を行う例がある。すなわち、本法科大学院の教育理念の一つである「国際性」に関する教育プログラムとして、「外国法実地研修」(「2 教育の内容・方法・成果等」参照)があるが、毎年行われるこの教育プログラムの報告を、担当責任者である本法科大学院の専任教員が、参加した学生自身による報告を交えながら、学生向けの法律雑誌に毎年寄稿している。

3. 本法科大学院の長所と検討課題

〔長所〕

- (1) 本法科大学院の認証評価機関を機構から協会に変更したことにより、評価項目の立て方等に若干の違いが見られたことを契機に、自己点検評価の評価項目や内容を再精査し、検証することができた。
- (2) 2018年度に実施された大学基準協会による3回目の認証評価において、付された意見に対応して、カリキュラム改革と情報公開に関する規則の制定とを行うことができた。
- (3) 学校教育法及び専門職大学院設置基準の改正に伴い、特別顧問制度を廃止し、教育課程連携協議会を設置した。司法研究科教育課程連携協議会座長は当研究科教員が務めるが、それ以外の委員5名は外部有識者(法曹関係者、地域の事業者、地方公務員等)に委嘱した。同協議会は、2019年度は2020年3月9日に実施される予定である。これにより、これまでより広い範囲の外部有識者と直接、公式に意見交換をすることが可能になった。

〔検討課題〕

- (1) 自己点検・評価委員会の作業、その成果の公表及び本法科大学院情報の公表は、制度的にも確立しており、適切に行われており、本法科大学院教員が、雑誌への寄稿を通

じて情報発信を行う例もある。今後は、学生のニーズに合わせるため、スマートフォン対応のウェブサイトを作成することが望まれる。

- (2)「教育課程連携協議会」の設置が決定され、委員も委嘱され、第1回の協議会の開催予定も決まったが、その具体的な活動内容、協議会の開催頻度や会議形式等について、今後、検討していかなければならない。

第9章 特色ある取り組み

1. 国際性に関連する取り組み

本法科大学院の特色として、まずあげられるのは、外国法関連科目群の設置・海外研修の実施、及び、海外の法曹養成機関や法律事務所との提携等、本法科大学院の教育理念の一つである「国際性」を実現する取り組みである。

本法科大学院は、同志社大学創立の経緯もあり、「国際性」を教育理念の一つとしており、創設当初から、外国法・比較法を重視している。第2章にもあるように、外国法に関する講座を開講するだけでなく、海外インターンシップや外国法実地研修プログラムも、正規科目として開講することで、外国法に関する理論と実務の結合を図っている。

まず、開講科目については、創設当初から、アメリカ法、イギリス法、EU法を常設するだけでなく、2010年度以降は、アジア法も開講されており、幅広く外国法を学べるようになってきている。さらに、海外での研修に関しては、海外の法律事務所で研修する海外インターンシップ、外国法実地研修A、外国法実地研修Bがあるが、後者の外国法実地研修B、及び、外国法特別セミナーは、2015年度より提携が開始された京都大学法科大学院に対しても開放されている。外国法実地研修Bについては、登録者は、2007年度は、6名だったが、着実に増え、最近では2017年度19名（京都大学法科大学院13名を含む）、2018年度24名（京都大学法科大学院15名を含む）、2019年度31名（京都大学法科大学院23名を含む）となっており、一定の成果が得られているといえる。（例年の派遣先の概要については、第2章参照。）

2019年度で第12回となる、外国法実地研修Bは、各地（ドイツ、フランス、ルクセンブルク、ベルギー、イギリス）の裁判所及び法律事務所のみならず、ヨーロッパ評議会、ヨーロッパ人権裁判所等の国際機関等計20箇所を訪問するなどし、実際の事件の傍聴・法律事務所での弁護士の説明・人権裁判所での調査官の説明等を通して、法科大学院生が、各国の司法並びに法制度の相違・日本法との比較、法及び法制度が実務に与える影響等を体験し、いわゆる高度な専門知識だけでなく、人権感覚を身につけ、実務家としての素養を培う機会となっている。また、2019年度には、訪問先に著名な企業の法務部を新たに加え、海外の企業法務の現状についての知見を得た。

海外の法曹養成機関との提携については、2009年4月のカリフォルニア大学ヘイスティングズ校ロースクールとの学術交流協定、2010年2月のウィスコンシン大学ロースクールと単位互換プログラムに関する協定、及び、同年同月のミシガン州立大学ロースクールと包括的な学術交流協定、2015年10月のペーパーダイン大学ストラウズロースクールとの学術交流協定の締結、2016年8月の建国大学校との学術交流協定の締結等、順次締結先を広げただけでなく、ミシガン州立大学との間でダブルディグリープログラムが実施される等、海外の法曹養成機関との提携の強化、発展に努めている。あらたな取り組みとしては、ミシガン州立大学との提携により、同大学ロースクールにおけるブリッジ

プログラムの提供を受け、これを本法科大学院科目「外国法特別セミナー」として2018年2月から開講することとした。また、海外インターンシップに関しては、2015年9月に、NGO法人である Reunite International、及びロンドンの弁護士事務所である Dawson Cornwell との協定が加えられた。その他、ドイツのテュービンゲン大学法学部との学術協定も締結されている。

こうした学術交流は、ウィスコンシン大学及びミシガン州立大学のロースクールとの間では、「外国法特別セミナー」の開講（同大学ロースクールの派遣教員が夏休み・春休みの期間に集中講義を実施。）に発展し、さらにミシガン州立大学ロースクールとの間では、本学でのサマープログラムが実施（本法科大学院の教員及び派遣教員による授業や講演、サマープログラム参加学生や派遣教員等と本法科大学院学生との交流会。）されている。さらに、2014年度からは、ミシガン州立大学ロースクールのサマープログラムについて、本法科大学院の学生及び修了生の受講が認められるようになり（第1章参照）、取得した単位は、同大学のLL.M. コースに入学が認められた場合、8単位を上限として必要単位に算入されることになった。また、2016年度には、同大学のJ.D. コースとのダブルディグリープログラムの実施へと至っている。

こうした取り組み以外にも、2012年3月及び2015年11月には、ドイツのハーゲン大学法科大学院生向けの日本集中プログラムが同志社で実施されてもいる。

なお、こうした先導的な国際教育プログラムの開発に関する取り組みは、2014年度及び2015年度に文部科学省により実施された、法科大学院公的支援見直し加算プログラムの審査において、「卓越した優れた取組」として高く評価されている。また、2016年度及び2017年度においては、「国際性豊かな法曹の育成に向けた先導的な教育プログラムの開発」と「国際的法曹養成のためのリカレント教育（継続教育プログラムの開発）」が「特に優れた取組」として評価されている。「国際性」、「高度の専門性」という本法科大学院の教育理念が一定程度実現されていると解してよいと思われる。

2. 習熟度別クラス

本法科大学院の特色あるもう一つの取り組みとして、習熟度別クラス制度を挙げてよいであろう。学生間の学力の差の拡大に対応し、学力に応じた、効率的できめ細かな指導を実現、確立することを目的として、2012年度より、必修の演習科目及び選択必修の総合演習科目のクラス編成に「習熟度別クラス編成」が導入されている（その内容については、第2章2. 教育方法（4）授業の方法等①を参照）。

この習熟度別クラス編成は、少人数教育に対応するものであり、学生の基礎的知識の獲得、学生の思考力及び問題分析能力の修得に寄与する。この制度は、本法科大学院の基本理念の一つである「高度の専門性」の修得をめざすものであり、学生のニーズにも対応するものである。

導入前は、学生の意欲を減退させるのではないかという危惧もあり、制度導入後も、2

2012年度春学期、2013年度春秋学期に、この制度に特化したアンケートが実施され、FD委員会で検討したうえで、一部制度見直しの上、次年度も引き続き制度を残すことが確認された。

そして、2014年度からは、対象科目が必修の演習科目のみとなり、これまで基本7法科目に関して全て同じ習熟度としていたものを、7法それぞれに関して習熟度を判定することとし、2016年度には、学生のニーズに対応し、よりきめ細かな教育を実施し、実情に対応するため、必修科目全体のGPAが一定の基準以上の学生は全てAクラスとし、それ以外のクラスは対象となる科目の成績素点順にクラス編成するように変更した（詳細は、前出・第2章2.を参照）。

このように、習熟度別クラス編成については、各クラスそれぞれにおいて、教育効果を高め、内容を実質化するためにも、毎年、学生に対するアンケートを実施すると共に、絶えず、担当教員から意見を聴くようにして、見直しの必要性がないか等について検証している。

3. 京都国際調停センター設立への協力

2018年11月、本法科大学院及び本学大学院法学研究科と公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）の運営等の協力に関する協定が締結され、これに基づく「京都国際調停センター」が開設された。本センターは、国際的紛争のADRによる解決基盤の整備とそれを実現するための人材養成を担うわが国初の施設である。本法科大学院の設置趣旨である国際感覚を持った法曹の養成においてはもとより、国際調停の円滑化という点で大きな役割を果たすことが期待されている。

2019年2月から2020年1月までに、参議院法務委員会、シンガポール法務省、海外の法律家や仲裁・調停関係者などによる、計14回の訪問があった。

これと関連して、2019年2月には、本法科大学院主催により、「国際メディエーション（調停）トレーニング・プログラム」が実施された。ストラウス紛争解決研究所（ペパーダイン大学ロースクール）から講師を招いて行われ、参加者は、わが国の家事調停・民事調停とは異なる西洋型のメディエーションを学ぶ実践的な機会を持つことができた。「国際メディエーション（調停）トレーニング・プログラム」の第二弾は2019年11月に行われ、英語によるケーススタディを中心に、有益な学習の機会となった。

2019年度春学期における「国際紛争解決の実務（日本仲裁人協会寄付講座）」の開設も、本センター設置を契機とするものである。

4. 特別講演会などの開催

本法科大学院における法学教育や研究活動の成果を学外にも伝えるために、公開の特別講演などを行っている。2018年度は、デューク大学との学術協定の締結を記念する、デューク大学教授による講演会（7月）、「改正債権法を考える」連続講演会（7月）、京都

国際調停センターの開設に伴う国際シンポジウム（11月）などを関係機関と共催している。2019年度は、春学期に「国際紛争解決の実務（日本仲裁人協会寄付講座）」を開設した。また、5月24日に、韓国建国大学法学専門大学院の教授陣を招き、シンポジウム「日韓ビジネス・ローの変革と未来」を開催した。

将来法曹を目指す可能性のある児童の掘り起こしと法教育の推進を目的として、小学生に対し模擬裁判及びそれに基づく授業を実施している。また、高校生模擬裁判交流戦を関係機関と共催するなどして、そのより一層の活性化に努めている。

5. 現状及び今後の課題

まず、国際性に関連する取組みのうち、外国法実地研修Bについては、京都大学法科大学院との連携事業の一環としたことにもよるが、かなりの参加者がある。参加している学生も満足していることが報告書からも認識でき、一定の成果をあげていると評価できる。ただ、外国法実地研修A及び外国法特別セミナーについては、当初は参加者もあったが、その後は、受講者の低迷がみられる。これらの取組みについては、その意義も含めて今後とも一層学生に対して周知を要する。

習熟度別クラス編成に関しては、制度導入の当初は学生へのマイナスの影響も懸念されたが、全体としては、学生も積極的に受けとめていると評価してよい。ただ、習熟度別クラスを導入する以上、本来的には、習熟度に応じて教材を異なるものとする等が必要であるが、成績判定の公平性から、同じ内容の授業及び試験を実施せざるをえず、そのため、教材の内容を異なるものとすることは困難である。したがって、現実には、各教員による習熟度別クラスごとの、ソクラテス・メソッド等による教育方法の工夫に依拠しているのが実情である。

しかし、習熟度別クラス編成の判定基準及びクラス編成の変更により、習熟度別クラスの実質化が図られてきており、それは、各教員による学生の習熟度の把握、各教員の教育能力の向上、学生の習熟度に応じた基礎力の修得、思考力・法的分析能力の向上に一定の成果をあげていると評価してよい。今後とも、その実質化に向けて検討を継続していく必要がある。

京都国際調停センターの開設については、本センターに対する内外の関心を高めていくよう努めることに加え、本法科大学院が組織として国際ビジネス紛争解決に携わるという貴重な機会を、今後学生の国際ビジネスへの問題意識の高まりや教育にどのように具体的に活かしていくかを考える必要がある。